

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5) (30. 1 定)			
日 時	平成 30 年 3 月 6 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、酒井（隆裕）副委員長、高橋（龍）・高野・松田・ 齊藤・佐々木・山田・横田各委員		
説明員	市長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・ 病院局小樽市立病院事務各部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に斉藤委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村吉宏委員が横田委員に、面野委員が高橋龍委員に、林下委員が佐々木委員に、小貫委員が高野委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、自民党、共産党、民進党の順といたします。

公明党。

○斉藤委員

◎ふれあいパス事業費について

ふれあいパス事業費 2 億 350 万円について伺います。そのうち、市債が 1 億 9,790 万円ですので、残り 560 万円が一般財源ということによろしいでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

間違いございません。

○斉藤委員

まず、この平成 29 年度当初予算の 1 億 6,000 万円との差、4,350 万円増額となった原因について御説明をいただきたいと思えます。

○（福祉）地域福祉課長

事業者から、これ以上負担協力ができないという強い申し出がありまして、市としても、事業を継続しなければならないという判断で、昨年 10 月から事業者負担分をゼロにしたことが増額の原因であります。

○斉藤委員

利用者負担分の 120 円の残りの 100 円について、なぜ従前はバス事業者に負担していただいていたこの 30 円分がゼロになって、100 円残り全額を市が負担しなければならなくなったというふうに考えますか。

○（福祉）地域福祉課長

繰り返しになりますけれども、バス事業者とこれまでも数年にわたり事業者負担分の協議を行っておりまして、本事業に協力することが極めて難しいという強い申し入れがありましたので、事業者負担なしとするところで合意したところであります。

○斉藤委員

少しニュアンスが違うのですが、こうなったということは、結局、全く市長の名に値しない森井さんの失敗、あるいは失策、失政の結果だということは、お認めになりますよね。間違っても、この負担を拒否したバス事業者には責任があるなどということは言われませんか。

○（福祉）地域福祉課長

この事業者負担についての議論は、市長の就任する前から懸案事項でありまして、それが直接失策ということには当たらないというふうに考えていますし、この制度、バス事業者の御協力で、これまで維持できた制度でありまして、事業者と協議をした結果の判断でありますから、バス事業者の責任には当たらないと考えております。

○斉藤委員

何か結局どちらも悪くないのだみたいな答弁ですけれども、悪いのですよ。さんざんバス事業者からの要望とか

がありながら、言を左右にというか、それこそ議会に対する対応と同じですよ。真摯な対応をしないで、口先ではああだこうだと言いながら、結局中身は何もない、そういう態度をし続けたがために、バス事業者もとてもではないよということになったわけです。これが、4,350 万円増額になったわけですが、平成 30 年度だけで終わるわけではないのです。今後、ふれあいパス制度が続いていく限り、市の損失というものは、毎年毎年積み重なっていく、森井さん個人の無知無能というだけでは済まなくて、小樽の全市民にその損失が覆いかぶさり続けるのですよ。そういうふうに考えますが、いかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

このふれあいパス制度ですが、高齢者にとっては、生きがい対策としても生活に非常に密着した重要な制度でありますので、制度の維持・継続、これについても市民の皆様にも御理解をいただきたいというふうに考えております。

○齊藤委員

いや、御理解と言ったって、こういう状況をつくっておいて御理解もなかなか難しいと思うのですが、平成 30 年度予算に限って見ても、この 4,350 万円の市民の負担増ですよ。これについては、我々としては、公明党としては、ふれあいパスという事業の性格からして、幾らこの森井さんが失敗したのだといっても、それはもう重々わかっている、予算を削るといっわけにはいかないのです。森井さんの失敗の結果だからと考えながらも、これについては予算を通さざるを得ないわけですよ。逆に言うと、それをいいことにしてというか、森井さんは依然としてこの市長の座に、椅子に座っていると、居座るということになっているわけです。とてもではないですけども、何千万円単位のこの負担を市民にかぶせておいて、給料 1 カ月半分としたぐらいで済む話ではないというふうに思います。これについては、辞職以外に責任のとり方はないというふうに考えますが、もしほかの方法で責任をとるのであれば、そういう方法があるのだというのであれば、言っていただきたいと思います。

○市長

今、担当からも答弁させていただきましたけれども、慢性的な課題として続いているこの状況について、中央バスと協議した結果の中で、結果としてこのような状況となっているところでございます。それについては、必要な予算だと思っておりますので、このたび、それを含めて計上させていただき、今、議会の中で諮らせていただいているところでございます。

また、その責任のとり方につきましては、今、齊藤委員がおっしゃられたように、このたびにおいても減給条例案においては出ささせていただいておりますけれども、その後において、責任のとり方はそういう形でもお示しはさせていただきますが、今後においても中央バスとはもちろんですが、市政執行に当たってしっかり行くことにおいて、責任を果たしていけるというふうに考えているところでございます。

○齊藤委員

全くこのバス事業者との協議になっていないのですよ。この 4,350 万円、森井さんの失政が招いた市の財政上の損失ですよ。これについては、もう森井さんは、道義的責任として、この 4,350 万円の財源を失ったわけですから、市民に対して少なくともこれに見合う歳出を逆に歳出の削減をしなければならないと思います。もし、その削減、御本人の手でできないということであれば、もう我々議会がお手伝いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）次長

今回、予算的には、今年度から比べまして 4,000 万円以上の増額となっておりますけれども、予算を計上するに当たりまして、福祉部内でもさまざまなものを精査しまして、必要な予算を出しまして、今定例会に上程をしているところでございますので、さらにこれから歳出予算を削って、減額してということは、少し難しいものというふうに考えております。

○齊藤委員

別に福祉部予算の中から削れと言っているわけではないのですけれども、全体的に見て、それに見合う予算の削減、歳出の削減というものは必要だというふうに考えています。

さらに、ふれあいパスという、この長年かかって市民と公共交通事業者と市と、その信頼関係の中で成り立ってきたこの制度、仕組みそのものを、本当に基礎になっている信頼感というものをずたずたにしてくれたと。もう犯罪的に破壊してくれたと、それが森井さんなのです。その森井さんという市長のもとで、いかなるこの制度の見直しも、森井さんは提案する権利はないのです。もうこういうことをやってしまった人が、ああします、こうしますという提案をする権利はないと思いますけれども、いかがですか。

○(福祉)地域福祉課長

このまま事業費を支出し続けることは、やはり市として負担が非常に大きいので、事業費のめどとしている 1 億 5,000 万円に合わせた制度の設計を続けて、案としてお示しできる状態になったら議論していただきたいというふうに考えております。

○齊藤委員

我々公明党として、議会としては、これ以上、市民の損失を拡大しないというためには、今、課長がおっしゃいましたが、今後のふれあいパス制度の維持のために、議論をしなければならないというふうに考えていますけれども、みずからそれを行う、先ほど言ったように、権利のない森井さんは、一刻も早く市長の職を辞して、退場してもらわなければならないのです。それで、新たな次の市長の手で、そういう見直しなり制度の維持に向けたいろいろな取り組みを速やかに行ってもらうしかないのです。森井さんには、もうそういう資格がないと、権利がないと、私は言っておきたいと思います。今となつては、速やかに職を辞してもらうことが、それが最も賢明な森井さんのとり得る身の処し方だというふうにアドバイスをさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長

ふれあいパスの件におきましては、先ほど担当の課長からお話ししておりますけれども、やはりこの財政負担が大きいという課題そのものにおきましては、私が就任する前からずっと慢性的な課題として抱えていたと感じているところでございます。そのような中で、中央バスが、経営上の赤字のこともあって、その負担の軽減についての協議というのは、以前よりずっと続けられており、私が就任する前におきましても、前任者のもとできっと議論をなされていたとは思いますが、結果として、税の負担と利用者の負担をやはり増加していくという方法において、今まで改善策が図られてきたという経過がございます。そして、このたびにおきましては、その後においての中央バスの経営状況において、まだ赤字の状況が続いている中で、その負担において厳しさがあって、私の印象としましては、このままではやはりこのふれあいパスの制度は、中央バスとしては続けられない、そのような印象を持った中で、今、齊藤陽一良委員からお話がありましたけれども、このふれあいパスの制度を継続していく、そのようなことを考えていく中で、やはり市でその対応を行って、その継続をしていくという選択、判断をしてきたところでございます。ですので、そのことに基づいて、齊藤陽一良委員から辞職するべきだというような御指摘がありますけれども、私といたしましては、今、原部からお話がありました、その制度のあり方等を庁内でしっかり検討し、できる限りこのふれあいパスの事業が継続できる、持続可能な制度として変えていくことが、私自身の今の役割としての責任だというふうに思っておりますので、その責任を果たしていくことが大事ではないかと考えているところでございます。

○齊藤委員

人のせいにするのやめてくださいよ。もう協議にしても、議論するにしても、土台は信頼関係なのです。その信頼関係をもうずたずたに引きちぎって置いて、ああします、こうしますではないのです。もう無理なのです。こういう状況にしてしまつて。もう信用してくれませんよ。相手もあることですから。こうしましょ、ああしま

しょうという話にならないのです。よく考えていただきたいと思います。

昨年 7 月に、小樽市議会の市民と語る会の中で、ふれあいパスについて、市民からもいろいろ御意見をいただく、議会としてもそういう機会を持たせていただきました。今後は、小樽市としても、市としても、平成 29 年 3 月、もう 1 年前ですけれども、まとめた利用実態調査の結果というものが、その報告、結果が出ていますので、そういった報告をしつつ、森井さんの失敗についてもしっかりと包み隠さず話をして、より多くの市民に対して、いろいろな場を設けて、この制度のふれあいパスという仕組みの現状をよく知っていただくと、市民に知っていただくということが非常に大事になってくるのではないかと思います。これからいろいろな議論をしなければならないときに、市民が本当にこのふれあいパスが現状どうなのだと、それに対して森井さんがどのようなことをやったのだということをよく知ってもらうことが、これからの市民全体との議論の前提になるのではないかというふうに思いますので、その辺、市としてそういう場を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

昨年も老人クラブや杜のつどいなどから、ふれあいパス制度のあり方について御意見をいただく機会を設けましたが、今後も引き続き、いろいろな場で多くの市民の方から御意見をいただき、少しでもよりよい制度にしていけるよう努めていきたいというふうに考えております。

○松田委員

◎子どもの生活実態調査について

私からは、まず、子どもの生活実態調査についてお聞きします。

新規事業として、子どもの生活実態調査をするため、事業費の予算が計上されています。その内容については、市内における子育て世帯の経済状況と子供の生活環境や学校・家庭での過ごし方などの関係を具体的に把握することを目的というふうに説明がありましたが、これでは詳細がわかりませんので、この調査目的について、再度お知らせ願います。

○（福祉）こども福祉課長

今回、実施いたします子どもの生活実態調査、調査目的でございますが、全国的に子供の貧困についてはクローズアップされているところであります。本市においても、今後の施策を検討していく上で、現状を把握する、このことが必要になると判断いたしました。

本調査を実施し、子育て世帯の経済状況、また、子供の生活環境や学校・家庭での過ごし方などの関連を具体的に把握し、他都市との比較検討を行うことにより、実効性のある施策につなげていくことを目的としております。

○松田委員

調査対象は、小学校 2 年生の保護者、小学校 5 年生、中学校 2 年生、高校 2 年生の本人とその保護者というふうになっていますが、この方々を対象にした理由について、お聞かせください。

○（福祉）こども福祉課長

対象年齢の理由でございますが、入学や卒業、また、進学などの該当する学年につきましては、親の経済状況や子供の生活実態が突発的に変化する可能性があるということで、その学年を除外しております。その上で、小学校 2 年生、5 年生、中学校 2 年生、高校 2 年生というのを対象としておりまして、先行しております他都市につきましても、同様の年齢を対象としております。

○松田委員

人数は、約 5,000 人と聞いていますが、この 5,000 人の対象内訳をお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

人数の内訳でございますが、まず小・中学生につきましては、対象になる学年全ての児童・生徒を対象としてご

ざいます。人数の内訳につきましては、2年生の親、約700名、5年生、児童700名、親700名、中学校2年生、生徒700名、親700名、高校生につきましても、生徒700名、親700名の約4,900人と想定してございます。

○松田委員

それでは、調査実施方法について、お聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

実施方法についてですが、小・中学生につきましては、配布、回収ともに学校に協力を依頼したいと考えております。高校2年生につきましては、郵送を想定してございます。

○松田委員

調査内容ですけれども、どのような調査方法になり、調査票はこの部署が作成するのでしょうか。その点について、他都市の事例を参考にするのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

調査内容と担当部署でございますが、調査内容につきましては、大まかに言いますと、親につきましては、親の健康状況、就労状況、収入、学歴、暮らし向き、また、各種制度の利用状況を調査いたします。

子供の部分につきましては、子供の健康状況、生活習慣、学習状況、進学希望、また、人のつながりなどを調査する予定でございます。

担当につきましては、子育て支援室こども福祉課が担当しております。

他都市につきましては、基本的にはこの質問項目というのは国の指針に基づいて設定しておりまして、比較検討をするために、他都市においても同様の質問項目で実施しているところでございます。

○松田委員

後で比較するとすると、他都市と同じような内容の調査票にしたほうが比較がしやすいということですが、市独自の調査項目も追加するのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

先ほど申しましたとおり、基本的には先行他都市と同様にする予定でございますが、より本市の特性を把握するために、独自項目の設定についても研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

調査票というのは、先ほど小学生、中学生、高校生とありましたけれども、どの学年も同じにするのでしょうか。同じというのならば、小学校・中学校・高校では、生活パターンは違ってくると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

調査項目の内容についてですが、やはり学年による生活実態や学習の状況、また、進学の希望など、学年に応じてどう変化していくのかというも把握するというのも重要であるために、基本的には全学年同様の内容とする予定でございます。

○松田委員

小学校2年生は、保護者のみということだったのですけれども、小学校2年生本人の調査を行わないのはなぜなのか、その点についてはどうでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

小学校2年生の調査についてですが、本アンケート、他都市の事例を見ても、親、子供、それぞれ約10ページ程度のかなりボリュームのあるアンケート内容になっております。他都市においても、小学校2年生については、親のほうのアンケートで子供の生活実態を把握するようなつくりになっておりまして、本市も同様にしたいと考えております。

○松田委員

同様の調査は、道内他都市でも行っていると聞いていますが、どのくらいの都市が行っているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

他都市の状況でございますが、平成 28 年度に北海道、札幌市、29 年度、旭川市、函館市、また、30 年度におきましては、本市のほかに情報提供としましては、江別市、北見市が検討しているというふうになっております。

○松田委員

調査票の配布方法と、その調査を実施する時期は、いつごろと考えているのか、その点はどうか。

○（福祉）こども福祉課長

配布方法でございますが、基本的に先ほど申しましたとおり、学校の協力を得まして、配布開始をお願いしたいというふうに考えているところなのですが、新年度に向けて、まだ教育委員会には依頼をかけておりませんので、学校の協力が得られるという前提で、今の予定を申しますと、他都市の状況も踏まえまして、大体 7 月から 9 月ぐらいに配布を行っておりますので、本市においても同様の時期になるのかなど。目標といたしましては、夏季休業明けぐらいにアンケート内容を配布したいというふうに考えております。

○松田委員

82 万円の予算がついていますが、その 82 万円の用途について、お聞かせください。

○（福祉）こども福祉課長

予算の積算の内訳でございますが、まずアンケートの入力作業を行う臨時職員の賃金、約 41 万円、また、アンケートの郵送費用、こちらにおきましては、まだ学校の協力について決定していないということで先ほど申しましたが、基本的に配布は学校にお願いする。また、もし学校の協力を得られなくても、得られない場合、回収については、郵送で返してもらうというような積算で考えております。この郵送料については、約 30 万円、残りについては、消耗品や印刷費用となっております。

○松田委員

回収した調査票の分析は、どこが行うのでしょうか。担当課内で行うのか、それともどこかに委託するのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

アンケート集計後の分析についてでございますが、現在、北海道と札幌市は、合同で詳細な分析を行っているところであります。本市といたしましては、この分析の考え方や分析方法、ノウハウ、こちらについて、北海道に教示いただくようお願いをしているところでございます。ですので、今のところ担当課で分析も行うというふうに考えております。

○松田委員

分析には結構時間がかかると思うのですが、いつごろまでに分析を終了する予定になっているのか、その点はいかがですか。

○（福祉）こども福祉課長

学校の協力が得られた場合、一般的には回収率は 8 割程度まで上がると言われております。ですので、5,000 を対象にいたしますと、約 4,000 件の入力作業が発生するというふうに想定しております。

ほかの都市においても、学校の協力を得ながらやっているところも多くありますので、状況を見ますと、やはり入力、集計作業で年が明けているという状況が、ほかの都市では見られております。本市も同様の形になると思いますので、分析については、随時、鋭意進めていきたいと思いますが、いつまでに分析が終わるかというのは、今のところはお示しすることができません。

○松田委員

この調査票は、課題や傾向を把握し、平成 31 年度以降の施策に生かすとありますが、今想定される活用方法、施策には、どのようなものがあるか、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

アンケートの活用方法ですけれども、具体的な施策につきましては、本市の傾向、また他都市との比較検討をしてからになりますので、今のところ具体的な施策というのはお示しすることはできませんが、せっかくやる調査ですので、調査結果を十分に活用し、有効な施策、こちらを検討してまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

議員が個人的な意見を言うてはいけなんでしょうけれども、今までやってきた子どもの生活実態調査と言いながら、北海道の調査内容を見ると、あたかも貧困を探し出すような設問も見受けられます。それで、少し暗い気持ちになりましたが、本来ならこんな調査をしなくても、よりよい社会をつくっていかなければならないのが、私たち議員の責務だと思っています。ともあれ、小樽市の現状をきちんと把握し、今後の政策に生かしていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

委員がおっしゃいますとおり、アンケート結果は十分に活用しながら、実効性のある施策について検討してまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

よろしく願います。

◎こども医療費助成制度について

次に、こども医療費助成についてお聞きいたします。

平成 28 年から、非課税世帯の子供は入院も外来も初診時一時負担金のみであった医療費助成が、本年 8 月からは、課税世帯の小学生以下も対象になるということで、助成制度が図られるようになりますけれども、市の負担分が、約 6,750 万 3,000 円が計上されています。それで、この助成拡大対象になる子供の人数と、この医療費助成額は、どのように算出したのかお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

まず、今回の拡大対象者でございますが、こども医療費助成の全体の対象者数で言いますと、6,900 人程度見込んでおりますけれども、そのうち平成 30 年度の拡大の対象者となりますのが、5,100 人程度と見込んでおります。

それから、予算額をどのように算出しているのかということでございますが、対象者数につきましては、過去 4 年間の対象者数の推移から予想して想定しております。受診率や診療単価につきましては、28 年 8 月に既に拡大した部分につきましては、拡大以降 1 年間実績がございますので、その給付実績と、あとはひとり親家庭等医療助成事業におけます 3 歳から小学生の過去 3 年間の給付実績を分析いたしまして、受診率については、過去 3 年の平均を用いて、診療単価につきましては、過去 3 年の平均診療単価の最大値を用いて積算しております。

新規拡大部分、30 年度の拡大部分につきましては、こども医療費助成の過去 3 年間の給付実績を分析いたしまして、同様に積算しております。

○松田委員

それで、今、6,750 万 3,000 円ということなのですが、この金額における今までの助成部分と、新たに上乗せした助成部分とが合算されていると思いますので、それを分離した形で答えていただければと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成 30 年度予算額の内訳でございますけれども、28 年度に拡大済みの部分が、扶助費が 5,207 万 1,000 円、事務費が 546 万 4,000 円と見込んでおまして、合計で 5,753 万 5,000 円となっております。

30 年度の拡大分が、扶助費につきましては半年分になりますけれども、426 万 5,000 円、事務費につきましては、システム改修費として 570 万 3,000 円を見込んでおまして、合計で 996 万 8,000 円となっております。

○松田委員

この医療制度という助成制度は、小樽市独自で行うものですので、医療機関には市内の患者だけではなく、ほかの方もかかわるわけですので、変更点をきちんと医療機関に周知する必要が生じると思います。

そこで、医療機関への周知方法と周知時期について、お聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

医師会等に対しましては、今回の拡大内容につきまして、現在、議会に提案中であることもお話しさせていただいております。可決後には改めてお知らせする予定であります。

また、小樽市内の医療機関や調剤薬局などには、5 月下旬から 6 月上旬にかけて、個別に通知を送付してお知らせする予定であります。

また、市外の医療機関等についても、同時期にお知らせできるように現在調整しているところでございます。

○松田委員

参考までにお聞きしますが、ちなみに平成 28 年 8 月に助成対象となっていた子供が、親が課税世帯になったために、助成対象外になった子供がいると思うのですが、その点について、助成対象外になった子供というのは、どのくらいいたのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

課税世帯になっても助成対象外になるわけではなくて、初診時一部負担金のみだった負担が 1 割負担に変わる、負担は若干上がることになるのですけれども、その非課税世帯から課税世帯に区分が変わった子供の数といたしましては、昨年 8 月の受給者証の更新の際で、122 人いらっしゃいました。

○松田委員

このこども医療費助成制度は、2 年前に拡大されたことにより、市の負担額がふえ、また、2 年たって今年 8 月、これは拡大が実行される前ですけれども、先ほど言った 6,750 万 3,000 円の負担になります。今後、こども医療費を小学生まで無料にした場合、市の負担というのはどのくらいになるのか、その点について押さえていたらお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成 30 年度予算の算出基礎を用いまして、通年化した場合ということで申し上げますと、小学生まで完全無料化した場合、重度心身障害者医療費助成やひとり親家庭等医療費助成の小学生までの部分も含めまして、追加で 6,497 万円程度かかると見込んでおります。その結果、そのうちのこども医療費助成の市単独分の予算は、1 億 4,183 万 6,000 円程度になると見込んでおります。

また、完全無料化ではなくて、小学生まで実質無料化ということで、初診時一部負担金のみということにした場合ですと、重度心身障害者医療費助成やひとり親家庭等医療費助成の助成分も含めまして、追加で 3,034 万円程度かかり、こども医療費助成の市単独分予算といたしましては、1 億 720 万 6,000 円程度になるのではないかと見込んでおります。

○松田委員

どちらにしても、医療費というのは、机上では計算できないと思いますが、要するに子供の医療費無料化、皆さんがどの方でも安心して、お金がないから病院にかかれなくならないように、しっかり今後も検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎ひとり親家庭等ヘルパー派遣事業費について

最後に、ひとり親家庭等ヘルパー派遣事業費について、お聞きいたします。

新規事業として、ひとり親家庭等に、一般的に家事援助が必要になった際、ヘルパーを派遣する事業として予算が計上されていますが、この制度についてお聞きいたします。

これは、今までにもあったケースで、自己負担を強いられていたので、事業として立ち上げたのでしょうか。この制度について、詳しく説明していただきたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

このひとり親家庭等ヘルパー派遣事業でございますが、制度といたしましては、ひとり親世帯が疾病や冠婚葬祭、また、仕事の都合など、一時的に家事援助が必要になった際に、ヘルパーを派遣し、支援することにより、安心して子育てをしながら働くことのできる環境を整備する事業でございます。国の補助事業となっております。

ふだんこども福祉課においては、ひとり親も含めてさまざまな相談を受けているところでございますが、やはりその相談の中ではひとり親世帯、こちらの家庭の労働環境、また子育て環境が厳しい状況に置かれているというふうに実感しているところでございます。この制度を実施することによりまして、ひとり親世帯の子育てへの負担軽減につながるものというふうに考えているところでございます。

○松田委員

それで、介護保険ではヘルパーを派遣してもらうには認定が必要ですが、ひとり親の方がこの制度を利用するための手続方法、そして、ヘルパーはどこから派遣してもらえるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

申請方法でございますが、こども福祉課に御相談いただければ、実情を把握し、必要に応じてヘルパーを派遣いたします。ひとり親家庭というのが条件ではございますが、介護保険のような認定手続は必要ございません。

委託先の介護事業所ですが、現在、養育支援訪問事業というハイリスクの家庭を対象としたヘルパー派遣事業を実施しておりまして、市内の介護事業所 6 事業所と契約しているところでございます。この事業所におきましては、養育支援を始めるに当たって、子供がいる家庭にも入って支援ができるように研修を受けている事業所でございますので、引き続きこちらの事業所に、このひとり親家庭等ヘルパー派遣事業、こちらをお願いしていきたいというふうに考えているところであります。

○松田委員

事業予算の 22 万 2,000 円を計上していますが、これについてはどの程度の利用人数を想定しているのか、その点についてお聞かせ願うとともに、これ以外で市で行っている類似事業制度があればお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

新規事業ですので、なかなかその実態がまだ見込めないという部分がありますが、予算の積算といたしましては、週 1 回の派遣で 1 日 2 時間、また、それで最長 3 カ月まで派遣するという想定のもとで、5 世帯を予算として積算してございます。

類似事業といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、ハイリスク家庭にヘルパーを派遣いたします養育支援訪問事業、また、平成 29 年度から実施しております、保護者が疾病等により一時的に育児ができなくなった場合に、児童養護施設に保護していただく子育て短期支援事業、通称ショートステイ事業と申しますが、こちらの事業、また、23 年度より実施しております、ファミリーサポートセンター事業、こちらにおきましては、支援を必要とする依頼会員と、支援を行う提供会員、こちらの連絡調整を行って、子育て世帯の総合援助活動を推進する事業の事業が類似事業として挙げられます。

○松田委員

この制度は、まだ新規事業で、先ほど 5 世帯を想定しているということですが、新しいこのヘルパー事業制度が、一層充実していくことを願って、今、22 万 2,000 円の予算ですが、充実していくように願って、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○横田委員

◎おたるWAK I・あい・あいトークについて

まず、おたるWAK I・あい・あいトークについてお尋ねいたします。

公明党の松田委員も、前に厚生常任委員会で質問していますけれども、おととしの 11 月に第 1 回目をやったよう
であります。ホームページなんかにも出ていますが、この現状について、いま一度お知らせください。

○(生活環境) 小山主幹

おたるWAK I・あい・あいトークは、平成 28 年度に新設されて、今、委員がおっしゃったとおり、第 1 回
目は 28 年 11 月に、手宮地区連合町会で 1 回開催いたしました。

その後、今年度、29 年度になりまして、6 月に新しい町会長が確定した段階で、地区連合町会長へ、このおたる
WAK I・あい・あいトークの開催につきまして、郵送で御案内をしております。

また、8 月に地区連合町会長と市長と語るつどいするときにも、私からあわせて周知をさせていただきました。

それと、別ですけれども、総連合町会の理事会でも、おたるWAK I・あい・あいトークのこと、開催につつま
してお話をさせていただきましたが、最終的には 29 年度実施できていないというのが現状でございます。

○横田委員

そうですね。鳴り物入りとまでは言わないけれども、市長がいろいろなところへ行って、テーマを決めてやる
ということで、ああ、なるほどなど。議会にもきちんとした報告がありました。やりますよということでありまし
た。

それが、今お聞きしましたとおり、平成 29 年度は 1 回もやっていない。それから、今までやっていないので、1
年数カ月やっていないのですよね。いろいろお話し合いをやりましたけれども、ホームページなんかで見ると、要
請があったら、リクエストがあったらやるみたいな言い方でしたが、市の事業として、それでは少しまずいとい
ましようか、やはり積極的に総連合町会なのか単町会のかに投げかけてやっていかなければならないのかなと思
いますが、いかがですか。

○(生活環境) 小山主幹

今の実施要綱でいきますと、お話しいただきましたとおり、地区連合町会長から手を挙げていただいて実施して
いるというのが現状です。

ただ、今回、この 1 年間開催が、なかなか手が挙がらないということで、私どもと総連合町会長、それから事務
局長ともお話しさせていただきました、どういうふうにしたら開催しやすい環境になるかということでお話をしま
した。やはり、できれば地区連合町会が 20 ありますけれども、順番に輪番制でやるということがやりやすいのでは
ないかという意見が出ております。特に地区連合町会長も町会も、数が小さい地区連合町会もありますし、銭函で
いきますと 20 の町会があります。ですから、そこら辺で取りまとめをするのが大変だというような御意見も聞いて
おりますので、まず来年度、ぜひまた実施したいということは、市も総連合町会も同じ考えであります。今、考え
ておりますのが、要領の改正もございまして、この地区連合町会の輪番制ということをご提案させていただき
まして、そちらを理事会に提案していただいて、よろしければそういった形で改正しながら、来年度、最低でも総

連合町会としては 2 回ぐらい実施できればいいなということで、今話を進めているところであります。

○横田委員

総連合町会も会長が新しくなって、いろいろ意欲的なこともされるのかと思いますが、繰り返しになりますけれども、やはり小樽市の事業だよということで、議会にも報告があって行われているのに、1 年以上開催されていないというのはやはりおかしいぞと。それで、今言ったような輪番制云々というやり方の協議をされているようですが、輪番制がいいのかどうかは私はわかりませんが、せつかくやると言った事業ですので、しっかり進めていただきたいと思うのです。

先日の記者会見で、市交際費の話のときに、ここでその話はもちろん所管外なのでしませんけれども、記者から、お金を使わないで市民の皆様のお意見を聞くことをいろいろお考えになったらどうかみたいな話があったときに、市長は当然のように、おたる WAK I・あい・あいトークであったり、市長と語るつどい、そういった仕組みに伴う取り組みも継続していきますと、おたる WAK I・あい・あいトークがそこで出ているのですよね。1 回しかやっていないのに出ているのだよね。だから、その辺も、市長は今いませんからあれですけども、しっかりとやっていただきたいと思います。平成 30 年度は 2 回ということを予定しているそうですので、しっかり見守っていきたいと思います。

◎ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスですが、公明党の斉藤委員からいろいろお話がありました。市長に提案権はもうないよという話の中で、私がこれから聞くのもおかしいかもしれませんが、要するに 31 年度以降のふれあいパス制度、先ほど 2 億 350 万円を 1 億 5,000 万円に下げるといってお話もありましたが、どういうことでそういう制度設計をしていけるのかお尋ねいたします。

○（福祉）地域福祉課長

1 億 5,000 万円ですけども、制度を継続するということが最優先に考えておりますので、この 1 億 5,000 万円を続けるためのめどとしていることから、現時点ではこのラインを変えるという考えはありません。

○横田委員

結構だと思います。ただ、その新しい仕組みだとか、その収入制限がいいのか何がいいのかわかりませんが、いろいろなことをやらないと、この 2 億円がそのまま残ってしまうわけですよね。以前ちらっと聞きましたが、例えば現状では、中央バスのチケットのカウントだとか、いろいろなことでやはり金銭面以外の御負担もかけているのだと思います。ですから、そういったこともやっていくのか、あるいは前に言っていたように、IC カード化によって、いろいろな手間を省ける、あるいはカウントも自動的にできる、性別だとか年齢層だとかも多分データでとれるのかなと思いますが、その進捗状況なんかはどうなのでしょう。協議状況とかね。

○（福祉）地域福祉課長

IC カードを導入することで、いろいろな課題解決ができる部分はあるのですが、現在、実際、中央バスと IC カードシステムの導入で協議させていただいておりますが、現在のふれあいパス事業の仕組み、事業内容をそのまま IC カードで実現するという事は、技術的には可能なのですが、何せ莫大な経費を要するので、今の形で全く同じ仕組みでやるというのは、1 乗車 120 円のシステムですが、それは少し難しい状況で、既存の S A P I C A を使って、積丹町が行っている方法があるのですが、それが一番低いコストでできそうで、また参考にもなりそうなので、今、そちらから情報収集しているといった状況になっています。

○横田委員

先日、自民党で、富山市を視察してきました。公共交通の関係ですので、そちらはまた所管外ですからあれですけども、その中で、ふれあいパスに相当している制度を採用していました。おでかけ定期券というのですが、もちろん IC カードを使っています。どういうものかということ、富山市はまちなか活性化のために、郡

部の方たちが町の中へ、中心街へ来てくれることを施策としていろいろなことをやっております。その一環が、このおでかけ定期券なのですが、郡部から市内の中心街の指定された停留所でおけると、65 歳以上は 100 円で行けるのですよね。帰りも 100 円です。これは、お金が安いだけではなくて、そのカードをいろいろな町なかの指定されているお店に提示すると、あるいはピットやるのかな、すると、いろいろな割引が出ます。経済対策と一緒にやっているのかな。ちなみに、フィットネスクラブで健康づくりだとか、カラオケも安くなる、1 時間無料だとか、お昼御飯を食べれば飲食店が 10%割引だとか、いろいろな町なかでの活性化、65 歳以上の方が頑張れるように、そんな仕組みをつくっているのですね。それで、事業費も 1 億円、詳しくはわかりませんが、そんなにびっくりするほどの金額ではないのですね。私ら、65 歳以上だから、あそこは四十何万人いますからね、相当かなと思ったのですが、どういうふうに事業費を分担しているか時間がなくて詳しく聞けなかったのですけれども、このふれあいパスも、ただ料金を安くすることだけでなく、いろいろな、これがいいのかどうかはわかりませんが、まねする必要は毛頭ないですが、いろいろ買い物もできたりするようなことをすると、またまちも潤うということだと思うのですよね。ただ、市の中心部まで行かなければ普通の値段なのです。例えば望洋台から桜まで行っており人は、当然普通の料金を払っていただくという格好なのです。だから、市民理解を、この制度があって、そこに移行するとなると、相当お話し合いをしなければならぬのかなと思いますけれども、非常に私どもも聞いていて、いい制度だなと思いました。ひとつふれあいパスも、事業自体はやはり継続を望んでおられる方が多いと思いますので、綿密な制度設計を、積丹町の例もありましたけれども、ちなみにこの IC カードは、今使っているものと同じですね、車内でチャージできます。簡単にね。ですから、どこどこへ行ってやるだとか、何かカードという話にはならなくて、非常に便利だと思います。お年寄りの方も簡単にできるようになっていますので、いろいろ御検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

今の横田委員からの富山市の制度ですけれども、富山市は非常に事業者も多いということでお聞きして、交通助成と生きがい対策、これは両面の効果があるというふうに思います。今、こういう制度、他市でもいろいろな制度を工夫したりというのがありますので、引き続きそういったものを研究していきたいというふうに思います。

○横田委員

そのとおりで、交通事業所が結構あるのです。市営でやっているものもあるし、いろいろなやつもある、それから、今言ったように 100 円で乗れるのだけれども、これは 9 時から 17 時までの間、9 時以前だとか 17 時以降は、10%引きだとか、いろいろな割引をやっていますので、全部が全部 100 円ではないということですね。そんなことで、よろしく願いいたします。

◎介護予防・日常生活支援総合事業について

最後に、介護予防・日常生活支援総合事業について、お聞きしますが、この制度について簡単に御説明を願えますか。

○（医療保険）介護保険課長

介護予防・日常生活支援総合事業についてですが、要支援の方の訪問介護及び通所介護を、介護予防給付から地域支援事業のうち従来の介護予防事業に統合、移行して、実施しているものでございます。

本市では、訪問介護及び通所介護につきましては、平成 28 年 10 月に移行しております。29 年 4 月より本格的に実施しているところでございます。

○横田委員

昨年の 4 月から本格実施しているということですが、状況といたしましては、取り組んでいて感触としては

いかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

介護予防・生活支援サービス事業というのが、今ほど申し上げました予防訪問サービス、予防通所サービスというものになります。そのほか、一般介護予防事業というのがございまして、その中には介護予防フェア、これは平成 29 年度から 6 回開催しておりまして、参加者は約 800 名、地域版介護予防教室というものが、市内 19 グループで 560 回開催されておりまして、延べ約 1 万 2,000 名の参加となっております。

また、介護予防サポーター養成講座やその他認知症予防教室、シニアからだづくり教室などの取り組みが積極的にされているところでございます。

○横田委員

結構な数の取り組みをされているようであります。ただ、なかなか我々にはわからない、アピール不足かなと思います。それでお聞きしたわけですが、私は間もなく要支援になるかもしれませんし、それから訪問介護・通所介護を使うようになるかもしれませんので、しっかりとあれしよと思ったのですが、結局介護予防でサロンを開催するだとか、体操で健康を維持するだとか、1人で食事するのがつまらないので、昼食会、ランチ会、そんなことをやるだとか、介護予防を学んでみたいだとか、そういうことをやっておられるのかなという中身でありますので、ぜひもう少しアピールをされて、私どもの町会も定年後の体操なんかもやっているのですけれども、会場費だとか、サロンをやるにしても会場費がもちろんいるでしょうし、そういった支援なんかもやっているところもあるようですので、ますますそういうことをやっていただければなと思います。

○山田委員

◎民生・児童委員について

私から、最初に、民生・児童委員協議会の補助金の負担で 38 万 4,000 円。社会福祉事業資金基金積立金で、寄附金として 5 万円。こういうような制度に関してお聞きします。

全国民生・児童委員連合会によると、協力員、その民生委員や児童委員の協力員や協力委員、市町村全体の 9% が、こういうような方を置いています。ですが、メリットは大きいと聞いています。民生・児童委員の全国の充足率は 90% と聞きますが、まず、本市の活動、充足状況をお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

民生・児童委員の活動状況ですけれども、市民の相談を受け付け、関係機関へつないでいるというのが主な役割でありまして、充足状況、これはきょう現在の数字になりますが、定員 347 名に対して、338 名が任命されておりまして、充足率は 97.41% となっております。

○山田委員

私も町会の役員を行っているので、活動状況、まず会員の安否の確認だとか、悩み、相談が多いというのはよく承知しています。ただ、私の住む地域では、なかなか相談の部分が時間をとることが少なく、町会の役員に、除雪の問題だとか、地域住民の隣人の問題だとか、よくそういう部分が来るのですが、全国で活動する民生・児童委員ですが、本市の報酬の状況や年齢構成、男女の比率、それと、改選時の入れかえ状況をお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

まず、報酬につきましては、民生委員法第 10 条により、民生委員は無報酬となっております。ただ、北海道から民生・児童委員の旅費や研修費等の経費に当たる民生委員活動費というものが、1人当たり 5 万 9,000 円交付されております。

続きまして、年齢構成ですけれども、これは 10 歳刻みになりますが、きょう現在で、40 歳未満は 1 名、40 歳以上 50 歳未満が 12 名、50 歳以上 60 歳未満が 51 名、60 歳以上 70 歳未満が 159 名、70 歳以上 80 歳未満が 113 名、

80 歳以上が 2 名となっております。

次に、男女の比率ですけれども、男性が 163 名、割合が 48.22%、女性が 175 名、51.78%となっています。

最後に、改選時の入れかえ状況ですが、直近の改選は、平成 28 年 12 月で、このときは 55 名が改選しております。

○山田委員

今、本市の状況をお聞かせいただきました。

全国的に男女の比率は女性が多いということで、本市ではある程度半々ということがよくわかりました。また、年齢構成についても、実際は 70 代が 22%、60 代が 6 割、50 代が 15%、40 代以下はまれですけれども、これが 2.3%ということで、この全国の資料から見受けられるのですが、特に本市がこの 60 歳以上が約 270 名、これは全体の約 4 分の 3 ぐらいですかね、その理由は何でしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

民生・児童委員というのは比較のお仕事をされている方もいらっしゃるのですが、なかなかやはり活動の時間がとれないということで、比較的高齢でお仕事していない方の割合が多くなっているというふうに考えられます。

○山田委員

先ほどの年齢構成、60 歳以上 70 歳未満が 159 名、70 歳以上 80 歳未満が 113 名、80 歳以上が 2 名、この 274 名、これはそれぞれお仕事をされているということでよろしいですね。

（「いや」と呼ぶ者あり）

（「有職者とは限らないべさ」と呼ぶ者あり）

聞きたいのは、やはりこういうふうに仕事を持っていると、なかなか民生・児童委員としての仕事ができないのかなと私も思います。それで、私も民生・児童委員に 1 回ついていったことがあるのですが、やはり安否確認が多いのですよ。それで、こういう悩みだとか相談が、実際に町会に来ている状況が多く見受けられます。この項の最後の質問になるのですが、こういうような例えば千葉市、伊丹市が導入しているこの制度についての本市の見解と、導入についての課題、やはり高齢化になってくるとなかなか相談だとかそういうことができなくなるので、民生・児童委員としても活動の範囲が狭くなるのではないかなと思って、この制度を聞いているわけです。そういった観点からお答えしたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

千葉市、伊丹市が導入している民生委員協力員制度のことでよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

これは、法定ではなく、各自自治体が独自事業として行っているもので、平成 12 年に兵庫県が最初に導入して、それ以後、道外で導入している市町村がある状態です。現在、民生・児童委員のなり手不足や高齢化といったことを理由に、こういう協力員制度を導入している自治体がたくさんあるということは把握しております。今後、民生・児童委員の活動をどのようにサポートしていくのかにつきましては、民生・児童委員協議会と連携し、考えていきたいというふうに思います。

○山田委員

最後に、この民生・児童委員、本当に活動状況、それをきちんと調べていらっしゃいますか。その点、されてないのであれば、きっちりお仕事ならお仕事でも構わないし、そういったところをぜひ私的には調べていただきたいと思います。

◎海岸漂着物回収処理事業費について

次に、海岸漂着物回収処理事業費、これは 700 万円と聞いています。道の補助が 560 万円、一般財源で 140 万円、まず、この事業の目的や過去の事業について、直近 5 年の状況をお聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

海岸漂着物回収処理事業の目的、また事業費についてのお尋ねですが、まず目的につきましては、主に 2 点ございまして、1 点目は小樽の海岸線の環境保全、2 点目は海岸漂着物の再流出、これは一度海岸に寄せられたものが、また海に出ていくということなのですけれども、これによる健康被害の防止というのを目的として実施してございます。

この事業の過去 5 年間の事業費についてでございますが、平成 25 年度から 29 年度の 5 カ年、これで 25 年度から 28 年度までは決算額、29 年度につきましては決算見込み額で説明させていただきますが、25 年度につきましては、984 万 9,000 円、26 年度につきましては、993 万 6,000 円、27 年度につきましては、734 万 4,000 円、28 年度につきましては、583 万 2,000 円、29 年度につきましては、411 万 480 円となっております。

○山田委員

直近の 5 カ年をお聞きしましたが、特に平成 28 年度の 583 万 2,000 円というのは、何か減らすような要因があったのでしょうか。

○（生活環境）清掃事業所長

平成 28 年度につきましては、予算ベースとしましては 700 万円で当初見込んでいたのですけれども、北海道の補助金が、全体的な要望額の関係で、小樽市に配分される額が少し少なくなりまして、この額を受けまして、事業を縮小して実施したという経緯でございます。

○山田委員

今、事業の縮小ということでお聞きしたのですが、実際に通常の満額の予算だと、こういうような実際の事業ができたというのはわかるのですけれども、実際、減らされてこの金額ということになると、事業の予測からいって大体何%ぐらいの達成率というのですか、それが終わったのか、大体わかりますか。

○（生活環境）清掃事業所長

この海岸漂着物回収処理事業についての達成率というところでいきますと、率で説明するのは非常に難しい状況でございます。その理由といたしましては、漂着物の状況が、その年の気象状況によりまして、かなり状況が違うという中で実施をしているものでございます。それで、現在、予算額ベースでは 700 万円を要求した中で進めてございまして、ここ直近の実績からは、一定程度この 700 万円で実施した場合に、小樽のこの蘭島から銭函までの間の海岸で、一定程度の大きな流木ですとか、漂着物が処分できるという、そういった実績もあるものですから、現在、この事業費で進めているところでございます。

○山田委員

それでは、この回収事業の時期や場所、回数、どのようなもの、今、流木というお話もあったのですが、そういったものについてお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）清掃事業所長

この事業の時期、また実施場所、回数等についての御質問でございますけれども、まず時期につきましては、この事業を実施する際に、市内の海水浴場の開設時期、こちらを考慮いたしまして、海水浴の開設時期までに、一定程度その海岸の漂着物、流木等が除去できるようにということで、例年 6 月中旬ぐらいに、事業着手してございます。事業の期間につきましては、当該年度の事業費によりまして、若干変化しますけれども、現在は約 2 カ月から 3 カ月ぐらいの間で、事業を進めているという状況でございます。

そして、回収するものにつきましては、先ほど御説明させていただきましたが、流木、そして、漂着ごみ、こちらを主として回収してございます。

○山田委員

ある程度その場所だとか期間だとか、どういうものが回収されているというのはよくわかりました。

ただ、この海水浴場の周辺や港も含めて、その流木の部分はあるということによろしいですか。

○（生活環境）清掃事業所長

海岸漂着物回収処理事業で実施している場所といたしましては、蘭島から銭函の海岸線ということなのですが、港湾区域、ここに限っては除いてございます。これを除いた海岸線で実施しているということでございます。

○山田委員

そうしたら、港湾内はまた別の事業があるということでもいいのですよね。

○（生活環境）清掃事業所長

この港湾区域内につきましては、産業港湾部の港湾室で、こういった流木等をやられているというのがございます。

○山田委員

この項最後に、地域でボランティアの海岸清掃をやっていたのですが、例えば、オタモイ海岸だとか、今、海水浴場ではないのですが、もしそういう海岸線の清掃ということで要望が出れば、どういう対応をされるのか、その点だけ聞いて、この項は終わりたいと思います。

○（生活環境）清掃事業所長

海岸の清掃要望というところで、市が実施主体となるというところでは、現在は、この海岸漂着物回収処理事業という、こういう事業を使つてのものになります。ただ、実際の海岸線におきましては、地域の方々、いろいろな団体の方にボランティア清掃をしていただいております。年間、昨年度の実績でいきますと、約 40 件ぐらいになろうかと思うのですが、こういった取り組みに対しては、市でゴミ袋を無料配布ですとか、また集めていただいたごみの無料の収集、処分というのをやっています。市の事業だけではなかなか海岸線を維持していくことは難しいのですけれども、こういった民間の方々の協力も得ながら、市としてもそういったものを支援して、海岸の環境保全に努めていきたいというふうに取り組んでいるところでございます。

○山田委員

追っかけ、そういう支援をしていただけるということで了解はしました。

特に今、オタモイ海岸も人の立ち入りがなくて、ペットボトルだとか空き缶だとか、流木、それから漁具、ロープ、こういうものが散見されています。そういった意味で、地元に住む町会長もいますので、そういった意味で、ぜひともそういう方向で協力いたしますので、ぜひその方向でお願いしたいと思います。

◎町会活動支援員制度について

それでは、また質問を変えて、町会活動支援員制度、それから、町会館の管理体制についてお聞きします。

この町会活動支援員制度、本市の職員による各市内 200 カ所ある町会の運営や支援にかかわる制度だと私も承知しています。それで、近年、町会の運営に関する役員不足の補佐として、一定の役割を果たしていただけていると思うのですが、現在の状況について、わかる範囲でお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

町会活動支援員制度ですけれども、平成 19 年度に町会などの地域コミュニティ活動を推進するために、この制度を創設しました。

主な活動内容ですが、28 年度の実績でお話しさせていただきますと、活動報告があったものにつきましては、全部で 20 件ございました。そのうち 16 件というのが、町会の会合、それから定例会、それから資源物の回収などの活動に参加したということで、16 件報告を受けております。また、4 件ですが、これは市の要望の取り次ぎということで、よくあるのが道路の陥没などの、地域で陥没しているのだけれどもということで、取り次ぎというような業務で、20 件ほど報告を受けております。

○山田委員

今のあらあらの状況はどうかということでお聞きしました。

20 件あって、そのうちに会議だとか資源回収、そういった部分で 16 件、要望の取り次ぎということで 4 件と聞きましたが、実際に市民であれば、ある程度、会合だとか資源回収に出ていただくのは、通常のことかなと私は考えます。ただ、要望だとか、やはり専門的なことがあるので、ぜひともこの町会活動支援員制度も制度が確立して何年ぐらいになりますか。誰の市長のときでしたか。

○（生活環境）小山主幹

平成 19 年度にできまして、山田勝磨市長のときに発足したものでございます。

○山田委員

では、一応 10 年たったということ、そろそろこの制度についてのお考えは何かあるのかなのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

この制度につきましては、総連合町会ともお話を何度かさせていただいております。

10 年経過したということで、やはり町会の役員の高齢化がさらに進んでいる、それと、なり手不足がどんどん進んでいるということで、それはふだんから私どもも悩みということでお聞きしております。

それと、10 年間いると、町会長がどんどん交代していく地域もございます。それで、実際に市もこの部分はあるのですけれども、支援員制度ということ自体を、町会も、それから市も、だんだんと役割というのが少し薄れている部分などがあります。それで、私どもとしては、やはり役員の方が高齢者とかかなり手不足ということで、支援員制度が逆に必要になってくるというふうには考えておりますので、まだこれからやっていきたいということは、支援員制度というのをもう少し市の中でも、町会の中でも、もっと PR というのですか、制度をきちんと説明して、あと 10 年たった中で、どういった支援が町会として必要なのか、それと、私どもも、職員がどこまでお手伝いできるかということも両方の立場から考えていきたいということで、今、事務局長なりとも話をしております。これは、できれば今年度は終わってしまいますので、来年度、ほかのいろいろな業務はあるのですけれども、それも少し考えの中に入れていきたいということで、一応考えてはいるところです。

○山田委員

本当にありがとうございます。

そういうふうな一定の役割を果たすということで、私は市の職員の方々には本当に能力があると思います。それで、実際に、皆さん方が来てくれると、町会としても本当に助かるのですよ。これは、本当に切実な問題です。町会の役員も、うちの例をとると、会長が防犯灯の部長をやったり、会計が育成部をやったり、それぞれ二つ三つ受け持ってそれぞれやっているのですよ。そういう実態調査もできるなら連合町会に言っていただいて、ぜひとも町会が本当に消滅しないように、ぜひともお願いしたいと思います。

◎町会館の管理体制について

それともう 1 点、町会館の管理体制について、これもやはり同じなのですよね。町会の役員不足、また町会の資金不足による会館の維持ができなくなってきたという、そういう声が町中、また地域でも私の耳に入ってきます。この管理の脆弱化が進んで、例えば町会の会館に防犯カメラをつけたり、機械警備をつけたり、そういうふうにして維持管理をしています。こういうことをまず押さえているのかどうか、お聞きします。

○（生活環境）小山主幹

町会館の各町会からの御相談というのは、建設助成の補修したときの助成金を幾らもらえるかというようなこと、それから、その条件とかというのは、よく御相談はいただくのですけれども、維持管理につきましては、確かにおっしゃるとおり、前は管理人がいたのですが、そういうのも雇えなくて、ほとんどは町会館を使わないで、コミュ

ニティセンターを使ったりしているというようなお話は聞いております。費用的なものの御相談というのは、今のところ私どもには来ていない状況であります。

○山田委員

今後、やはりこういうことも町会、町会館、維持管理については、とても地域の相談だとか、そういう会合の場であるので、何らかのやはり調査は私は必要だと思っています。そういった意味で、この部分もあわせて管理や維持についてどうしていますか、また、役員のなり手不足など、どうしていますかぐらいは、市で押さえてゆく必要が私はあると思います。その点について最後に聞いて、終わりにしたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

各町会は、151 あるのですけれども、1 個ずつは言えないのですが、いろいろ御相談を受けたり、あと、総連合町会に御相談が来ているということで、この点につきましてはお互いに情報交換はしておりまして、個別の町会で、今お悩みの部分についても聞いたりとかしております。

町会館の件につきましては、維持補修の前に、まず建設助成の部分の見直しについて、町会長の会議のときにも出ておりまして、全体的に町会館の建設の部分を見直しの部分等投げかけられておりますので、そこら辺も今考えながらやっているところです。会館の維持経費につきましては、道内を調べておりますが、やはり建設助成というのは結構やっているのですけれども、維持の部分がなかなかないのですが、これから時代がどんどん変わっていきますので、そこら辺の情報というのは逐一道内主要都市を調べながらやっていきたいと思っております。

○横田委員

◎市長と中央バス社長との面会について

済みません、自民党を閉める前に 1 点だけ聞き忘れがありました。

森井市長が中央バスへ社長の誤解を解くためにお会いに行かれるという話は第 4 回定例会ぐらいからしています。それは行かれたのですか。

○委員長

ふれあいバス事業のことについて、昨年の第 4 回定例会等も含めて、いろいろと問題というか議題に上がっていたと思います。その際、市長が行ったのかということで、社長のところへ。

○（福祉）地域福祉課長

行っていません。

○横田委員

斉藤委員が言われたように、非常に信頼関係がなくなっているのです、そのままというわけにはいかないと思うのですよね。ぜひ部長、次長、間をとって、行ってお話をされるように、いろいろお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 31 分

再開 午後 2 時 59 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎民泊について

私からは、民泊に関連して質問したいと思います。

昨年、第 4 回定例会でも同様の質問をいたしました。その後の旅館業法に係る無許可営業施設について、登録数と、また改善数について、お示ししていただきたいと思います。

○（保健）生活衛生課長

平成 29 年第 4 回定例会における旅館業法上の保健所が把握しております無許可営業の指導施設数は、29 年 11 月 20 日時点で 44 件ありました。このうち許可を取得した件数は 5 件、掲載を削除した施設数は 21 件、指導を継続している施設は 18 件でした。この以降、保健所の旅館業法の指導により、許可を取得した施設はゼロ件です。また、この以降、指導により民泊サイトから掲載が削除された施設は 2 件となります。

30 年 2 月 28 日現在の無許可営業指導施設数は、53 件となっております。

○酒井（隆裕）委員

御答弁されたとおりだというふうに思います。

職員の皆さんが非常に頑張って対応されているということは評価したいと思うのです。先ほど紹介された数字にも、一定の改善が見られていると思います。ただ、その一方で、結果として無許可営業指導施設については、第 4 回定例会時点の 44 件から 53 件にふえているわけであり。この結果について、どのようにとらえているか、お伺いしたいと思います。

○（保健）生活衛生課長

無許可営業がふえているというところですが、保健所としましては、旅館業法上で無許可営業を抑制していく、規制していくという立場でありまして、基本的に無許可施設を把握できないでいるというところがふえている現状にもなっているのかと思います。

○酒井（隆裕）委員

把握できないでいるという、その一方でふえ続けているという本当に大きな問題があると思います。

次に、どのような指導を市としては行ったのか、お伺いしたいと思います。

○（保健）生活衛生課長

指導方法となりますと、まず無許可営業施設ということで、情報が入った場合に、その施設に行きまして、営業者と対面できない場合は、旅館業法に基づき、指導文書を施設に投函して、連絡をとるようにしております。その後、連絡がとれないような場合は、営業者と並行して、建物の所有者に連絡をとるようにしております。

○酒井（隆裕）委員

そういうふうに投函されるということなのですが、以前に私は保健所へ情報提供を行いました。入船小学校近くで、闇民泊が疑われる施設についてであります。これについては、どのように御指導されたのかお伺いします。

○（保健）生活衛生課長

やはり同じように、その施設に行きまして、職員が指導文書を投函しております。

○酒井（隆裕）委員

その結果、現在はどのようになっているのでしょうか。

○（保健）生活衛生課長

その後、1 週間ほどして、施設所有者から電話連絡がありまして、その施設所有者が申しますには、その施設は自分の所有だということで、それを関連会社に、関連会社というのが商社ということらしいのですけれども、関連会社に貸与していると。その関連会社は、その施設を職員に、商社ということで外国人もいるということなのです。

が、その職員を宿泊させるための福利厚生施設だというようなことを伝えてきたと。ですから、違法性はないというようなことを言ってきた状況です。

○酒井（隆裕）委員

福利厚生施設だというお話でやられたというふうに言うのですが、その近所にお住まいになられている方々が見るには、全然そんなふうには見えないと言っているのですよ。どう考えても闇民泊だと言っているのです。目の前ですから毎日のように見ているのですね。同様の私は旅館業法の抜け道はまだまだあるのではないかなと思っています。先ほど言われたような福利厚生施設だという話、社員寮という言い方もできるかもしれないし、保養所という、そういったこともやられるかもしれない、こういった例というのは、ほかにも本市の中であるのですかね。

○（保健）生活衛生課長

詳しくはわかりませんが、旭川市で 1 件、そういった施設があるというふうにはお聞きしております。

○酒井（隆裕）委員

結局のところ、そういった抜け道をやられると、小樽市として、もう打つ手がかなりなくなってくると思うのですけれども、対応はできるのでしょうか。

○（保健）生活衛生課長

今、考えておりますのは、施設所有者と関連会社に、地域住民に説明するために、福利厚生施設であるというような旨の文書をいただくような形の協力願いとすることで、文書を郵送するというのを考えております。

あと、北海道と保健所設置市の連絡会議におきましても、同様な事例がないのかという照会をいたしまして、対応策というところまでは回答は得られなかったということが現状としてあります。

○酒井（隆裕）委員

非常に難しくなってしまうのです。今でも違法とは断言できませんけれども、違法と思われるそういったものが、結局は野放しにされかねない。先ほど福利厚生施設という話がありましたが、旅館業法の中では、宿泊料を受けることというのは条件づけられているということで、宿泊料を受け取らない、そういった例えば社員寮とかという場合でしたら、当然実態としては闇民泊であっても、指導できないということになってしまうと思うのです。そういった理解でよろしいでしょうか。

○（保健）生活衛生課長

おっしゃるとおりで、あくまで宿泊させるための料金を取ることが営業になりますので、それ以外のものは営業という形での話にはなっていないというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

これからもこういった抜け道を使った例というのはふえてくると思います。住民に対して福利厚生施設であるというふうに言われても、実態としてはどう見たって民泊ではないかという場合、説明されても地域の皆さんは納得されませんよ。今でさえ、その入船小学校、道の条例でも小学校の近くというのはだめだというふうな形で、今、規制をかけようという、そんなものになっていますけれども、非常に問題であるというふうに思います。しっかりと関連機関とも協議して、こういった対応ができるかということも行っていきたいとしたいと思います。

ここで、小樽市で行っています簡易宿所、これでも既に問題が起きていると聞いています。その中には、主には深夜・早朝でのキャリーケースをガラガラと引くことについての騒音ですとか、また、ごみ出しについてのトラブルというものが、私が聞いてきたものの主なものですけれども、どのような声が寄せられているか、もし寄せられていればそれを紹介していただければと思います。

○（保健）生活衛生課長

平成 29 年度ですけれども、昨日の 3 月 5 日時点で、1 件保健所で、要望と申しますか、簡易宿所の許可をとっている施設の近くに住まれている住民宅へ、夜にお客と思われる外国人が呼び鈴を鳴らしてくるということで、看板

設置をわかりやすくしてほしいというような要望を受けております。それにつきましては、営業者にその旨を伝えまして、看板設置という了承を受けているという事例が 1 件ございます。

○酒井（隆裕）委員

この件でも、許可をとっているところにもかかわらず、問題が起きているのですね。私に寄せられた中では、いきなりアパートが簡易宿所になったということで、どこに言っていいかわからなくてびっくりしているという話なのです。こういった許可を得ているところでも問題が出ている。1 件のところでは、小樽市指定のごみ袋ではなくて、札幌市のごみ袋で出されていたとかという、そういった例もありました。これについてもしっかりと対応していただきたいとしか言いようがないと思うのです。ここで伺いたいのは、今回の民泊新法に合わせて出される改正旅館業法、ここではフロントに対して、緊急時に迅速に対応できる体制となっていますけれども、私はやはりお客様というか、その方がいる間は、やはり管理者の常駐というのはどうしても必要ではないかなと思うのですが、これについての考え、問題はないというふうにお考えなのかどうか伺いたいと思います。

○（保健）生活衛生課長

緊急時の迅速な対応と体制ですけれども、省令が改正されまして、6 月 15 日から施行という形にもなりますが、事故が発生したときのその他緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えることということになっております。具体的な部分としましては、要領等で示されているのですけれども、簡易宿所につきましては、努力義務という形になっております。そこで、保健所といたしましては、具体的な対応ということを営業者に書面で、例えば緊急時の連絡先の掲示だとか、10 分程度で職員が駆けつけられるような体制等をとるような対応を書面で提出してもらうというようなことを考えております。

○酒井（隆裕）委員

これを詳しくやったら時間がなくなるので、また別の機会にこれは聞こうと思います。

それでは、民泊新法に向けた小樽市の体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

○（保健）生活衛生課長

苦情ということでよろしいですか。体制という。

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

まず、住宅宿泊事業法に基づく業務につきましては、小樽市の窓口は観光振興室ということになっております。保健所につきましては、旅館業法に基づく業務について担当するというふうに、窓口が二つ分かれております。

旅館業法に基づきます苦情の窓口ということですが、民泊新法が施行された後は届け出ということになります。それ以外の届け出のないものは保健所ということで変わりはないのですが、届け出の民泊につきまして、市民から保健所に連絡があった場合、北海道へ保健所から連絡しまして、その結果の対応について北海道から連絡をもらうというような連携をしながら行う予定ということを確認しております。

○酒井（隆裕）委員

ここで市長にお伺いしたいのが、市長は民泊推進の立場でしょうか。市長の考えを示してください。

○（保健）生活衛生課長

繰り返しになりますけれども、住宅宿泊事業法に基づく業務につきましては、観光振興室ということで、観光振興室から聞いた内容でお答えしたいと思います。多様な宿泊ニーズに対応する一つの受け皿として、北海道の条例に則した形での登録宿泊業者については、法の裏づけがあることから、法の趣旨や条例の枠組みに沿って、対応していくという考えでいるということです。

○酒井（隆裕）委員

それはわかるのですよ。推進していくつもりなのか、それとも、それは望まないのか、私はそれだけ聞いているのです。

○（保健）生活衛生課長

具体的には、市の観光のホームページ等の宿泊施設一覧に掲載するとか、観光入込客数の宿泊客数調査に協力をいただくなど、相互に協力し合える体制を敷くなどの対応をしていくというようなことを聞いております。

○酒井（隆裕）委員

答えてないのですよね。市長は推進の立場ですか、そうではないのですかということを知っているのです。

○市長

今までも生活衛生課長から答弁させていただいておりますが、もともと海外の方であったり、多くの方が日本に来られる中で、いわゆるホテルや旅館以外のところにおいて、宿泊をするという行為が多発している中で、その解消を図るということから、国ではよく闇民泊と言われますけれども、その解消を図るために、現在、この民泊法案と呼ばれている、それが今進んでいるというふうな認識をしているところでございます。

観光という観点においては、例えば空き家対策であったり、歴史的な建物であったりとか、よく農村等においての使われていない施設を活用するに当たって、宿泊施設を見出していく、そのような観点においては、先ほど答弁したように、宿泊の多様化という観点のもとで、非常に重要なことなのかなというふうには認識しているところではありますけれども、一方で最近においても殺人事件等において、その闇民泊の場所が使われているとか、または先ほど御指摘があったごみの問題であったりとか、やはり地域の方々に非常に迷惑がかかっていたり、時にはそのような犯罪等に結びついているという状況もありますので、私たちといたしましては、観光として非常に有用なことでありながらも、市民の皆様には迷惑をかけることのないように、現在北海道の条例に基づき、こちらも推奨していこうと思っておりますけれども、それに基づいた範囲の中で、その趣旨に沿って対応されていることにおきましては、進められることは決して問題はないのかなというふうに思っているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

既に問題は起きているのですよ。だからこそ私は危機感を持って対応してほしいというふうに以前から申し上げているのです。

先ほど市長から、犯罪に使われたということが紹介されました。兵庫県三田市の女性の遺体がばらばらでという非常に凄惨な事件が起きました。大阪府や京都市内の民泊、山林で見つかったということでもあります。

このように犯罪に使われるのです。小樽市が殺人事件の舞台になる可能性すらあるのです。覚醒剤や薬物を使用する温床になる危険性があるのです。だからこそしっかりと小樽市としてできることはないかということをおしは申し上げているのです。そのような事件の感想について述べていただきたい。

○市長

そのような事件が起きていることについては、本当に非常に残念ですし、二度と起きてほしくない、また、今御指摘のように、小樽市内で、そのようなことが起きてしまうということにおいては、もう絶対にあってはならないことだというふうに思っているところでございます。ですから、先ほど担当からも答弁させていただいたように、そのようなことがないようにということも含めて、一つずつ皆様からいただいた情報なども含めて、適宜対応していくということが重要だというふうに思っておりますし、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、道の条例が今制定されまして、市としてそれに合わせて施行していく予定をしておりますが、そのようなことをしっかりと推進していく中で、そのような悲惨なそういう事故や事件とかが起きることのないように、市としてしっかりと対応していかなければならないのではないかと感想を持っているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

日本中小ホテル旅館協同組合の理事長の方、この方が述べている民泊の問題点について、最も懸念されるのは、宿泊客の安心・安全だ、ホテルや旅館は、基本的に 365 日、24 時間スタッフがいて、火事や地震のときには避難誘導し、警察や消防、病院にも緊急連絡ができる。民泊は宿泊者の生命にかかわる最も大事なところが軽視されてい

ると。万が一の事故が起きた場合、日本の観光立国としての国際的な地位低下につながり、その損失ははかり知れないと言っているのです。だからこそ私は、この小樽、そして小樽市民や、また来樽される方の生命や財産を守るためにできることはないかということを行っているわけであります。

ここで伺いたいのが、上乘せ条例、横出し条例を検討するべきという話なのです。今、北海道で、条例が制定されるということで、その中で一定程度の歯どめということは出されています。しかし、私も従前から申し上げておるとおり、ざるだと言っているのですよ。厳しいところと言えば、旅館やホテルが営業できるところでしか民泊は認めないと、こういうところもあるわけであります。そういった上乘せであるとか、また、お客様のいる間は管理者の常駐を義務づける、そうした横出しでありますとか、そういうこともやれるわけですよ。検討する必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○（保健）生活衛生課長

繰り返しとなりますが、住宅宿泊事業法は、観光振興室ということで、観光振興室から聞いております内容でお伝えいたします。

小・中学校周辺や住居専用地域等、道条例の規制区域の中に、本市も包含されておりますけれども、本年、6月15日からの施行後の動向をまずは見守っていこうという考えがあります。本市独自の条例制定につきましては、この動向を見据えた上で必要があれば、引き続き道や他の自治体等と情報のやりとりをしながら考えていきたいというふう聞いております。

○酒井（隆裕）委員

問題が起こってからでは遅いのです。ぜひそうした必要性も含めて、関連部局と話し合いを持っていただきたい。6月になっていきなり大変なことになるということには私はさせたくないです。

私からは以上を申し上げて、質問は終わります。

○高野委員

◎小樽市勤労女性センターにおける放課後児童クラブの開設について

まず、小樽市勤労女性センターでの放課後児童クラブについて、質問させていただきたいと思います。

昨年の第2回定例会で、放課後児童クラブを利用する子供がふえている中で、受け入れができなくなる場合があるのではないかと質問しました。教育長は全員受け入れができるように対応したいという話、生活環境部では、勤労女性センター2階の児童クラブ、4階の講習室、2階を通して使って、定員基準に満たないという状況は改善し、あくまでも暫定的な処置で新年度には改めて検討を進めたいという答弁でした。どこを検討して、結果的にどこがだめで部屋を拡張するということにつながったのでしょうか。理由や経過などをお知らせください。

○（生活環境）勤労女性センター館長

この間、検討した箇所についてお伝えいたします。

まず、とみおか児童館についてですが、こちらが総合福祉センターの中にあるということで、総合福祉センターの開館時間が午後4時までということと、月曜日は閉館しているということで、児童クラブを受け入れるとなると、午後6時過ぎまで開館延長となります。それから、月曜日も開館しなければいけないということになりまして、それから、開設には内部の所要の改修経費もかかりますので、そういったことを含めると、相当な経費がかかること。それから、何より児童館スペースを児童クラブの専用にした場合には、児童館としての機能がかなり損なわれてしまうということがありますので、やはりそういった幾つかの理由からはとみおか児童館での児童クラブの開設は難しいという検討結果に至っております。

それからもう一つに、いなきた児童館での開設についても検討しましたがけれども、いなきた児童館は稲穂小学校からまず距離が離れているということ、そもそも校区外であるということ、やはり選択肢からは外すことになり

ました。

あと、生涯学習プラザでの開設ということも検討しましたが、プラザはプラザとしての機能があって、利用者がいらっしやって、稼働率も高いために、やはり市民への影響が大きいということで、こちらも断念することとなりました。

それから、あとは稲穂小学校内でのというような考えもございましたけれども、学校も児童数自体が多くて、普通教室もなく、当然余裕教室もないということで、教育委員会からは児童クラブの開設は難しいというような見解をいただいております。

そのほか、NTTのところのビルについても、NTTの後のビルの中ということも考えましたが、調べたところによりますと、家賃が 65 万円ぐらいと高額であるということと、学校から行くときに国道を渡らなくてはいけないという立地の問題、それから、相当の改修の必要があるということで、やはりここは新たな開設場所というふうには少し課題が多くて、選択肢から除くということになりました。

そういった検討を行った結果、勤労女性センター内での開設はできないかということになりまして、拡張工事を行うということで、準備を進めることになったということでございます。

○高野委員

いなきた児童館は校区外だということで、難しいという話もあったのですが、実際に色内方面から通っている児童もいると思いますし、実際、本当に放課後児童クラブを利用したいという方がふえてしまっているということもあるので、校区外だから、ではできませんねというふうにはすぐにならないと思うのですよね。やはり校区外だからできないのではなくて、想定外に定員よりもふえてしまったということを考えると、やはりそこも以前は開設していたわけですから、そういうこともいなきたコミュニティセンターでできるようにはできないかということ、そういう話は具体的になかったのですかね。

○（生活環境）次長

現在受け入れている児童になりますけれども、いなきた児童館周辺に住んでいる児童も住所を調べてみました。そうすると、人数はそれほど多くないのですよね。もし開いたとして、それよりも少し拡大して、稲穂小学校側の児童も向こうに行ってもらおうという考えもあるかなというふうに思います。ただそうになると、一度かなり遠くの場所まで子供に移動してもらおう、歩いてか、何かそれこそタクシーを使うということも考えられるかもしれませんが、行って、また自宅がこの稲穂小学校に近い子供が、そういうことも出てきますので、またこちらに移動してもらおう、そこを考えると、実際問題今通っている児童から考えると、いなきた児童館で復活させて、その場所で児童を受け入れるというのはいろいろ難しいのかなというような、そういう検討もさせていただいたところでございます。

○高野委員

確かにそうですね。稲穂小学校からいなきた児童館へ歩いていくにも少し距離が離れているのかなということは、少し難しいのかなと今お話も聞いてそれは思ったのですが、産業会館で、月 65 万円もかかるという話がありました。高額だし難しいという話もあったのですが、逆にお金をかければできたということなのではないでしょうか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

お金をかければできるという、それもありますけれども、そのほかの課題としては、まず児童のための場所として改修がかなり必要になるということと、立地の問題を先ほども申し上げましたが、国道を渡っていくということとか、保護者が迎えに来るときの状況などを考えますと、やはり時間をかけて考えなければいけないということになりますので、今回は開設場所という選択肢から除いていたということになります。

○高野委員

1 点、市長に聞きたいのですが、私、以前も質問して、市長がもう前回の定員基準よりふえてしまって、そのこ

とに対して市長に見解を求めました。市長は、そのときの答弁で、子供が狭い状況で過ごしていることはよくないことだというような話もあったのですけれども、さらに部屋を拡張しなければ受け入れができない状況になってしまったということに対して、市長はどのように思っていますか。

○市長

高野委員の御指摘のとおり、稲穂小学校における放課後児童クラブの定員がオーバーするほどに募集があるという状況においては、以前から御指摘もありましたけれども、超過しているところでございます。今、勤労女性センター館長からもお話がありましたが、その解消を図るべく、この間、さまざまな施設等も含めて、いろいろ検討をしてきた経過がありますけれども、残念ながらそのほかの施設において、現在の放課後児童クラブに通われている子供たちが受け入れられる場所ということで、残念ながら見出せていないという状況でございます。おっしゃるように、今もさらに生徒数がふえている状況の中で、また、勤労女性センターを実際に使われている方々、その機能を含めて、非常に影響があるということもありますので、何とか改善策は見出したいという思いは持っているところでございますが、なかなか解決策が見出せていない状況でございますので、この点においては引き続きほかの場所も含めて、選定できるところがないのかということ館長を含めて、市として検討して考えていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

○高野委員

1点確認させていただきたいのですけれども、先ほどN T Tのビルとは産業会館のことだと思うのですが、小樽市産業会館条例の第7条に、市長が認めたり、公益上の特別な理由があるときは使用料を減免するということが書かれているのですけれども、こういう減免のことを考えても難しかったという話なのですかね。

○（生活環境）次長

勤労女性センターを放課後児童クラブで以前の講習室を使うことで、本来の勤労の女性の方が利用するのに影響が出るということもありますので、その辺でほかの近隣の施設の代替の利用をできないかということも内部で実際には検討してございます。その中には産業会館は入っていませんけれども、その中でほかの部からの協力はするよという形ではいただいていたのですが、その辺、実際、その利用者の方にお話を聞くと、やはりセンターを利用したいのだというような声が、全部の方に聞いたわけではないのですけれども、現状そういう形ですので、現状としては代替利用は考えていませんが、その辺も今後さらに視野を広げながら検討する方法の一つかなというふうにも思っているところでございます。

○高野委員

前に質問したときも、こういうことがやはり危惧されるということは、私は本当に心配していたわけですよ。だって、放課後児童クラブを利用する子供は年々ふえているわけですよ。平成 27 年度で 665 人、そして今回、28 年度でも 709 人ということで、ふえているわけなのです。だからそれを考えても、今、物品庫を拡張して、何とか 91 人受け入れができるようにするということなのですから、では来年もっとふえたらどうなるのだろうということも、すごく心配されるわけですし、拡張される今時点でも、勤労女性センターを利用しているいろいろなサークルの方から、こういう話が聞かれます。まず軽運動室を利用して、自分たちの活動が終わると、子供たちがやっとなんと言わんばかりに軽運動室へ走っていく、また手洗い場も待っている状態で、サークルの人だと子供たちが譲り合いをしながら行っている。勤労女性センターの玄関も本棚を削って、下駄箱にしたり、そういうことをされているのに、さらにこういう拡張するというふうには、現在でも大変だという状況が生まれているのに、本当に私は、今後、もしふえたらどうするのだろうと、市長は先ほどほかの場所も含めてと言っていますけれども、本当にほかの場所もきちんと検討できるのか、きちんと子供の安全も考え、勤労女性センターの機能も失わないように、そういうふうには真剣に考えているのかということも、もう一度答弁いただきたいと思っております。

○（生活環境）勤労女性センター館長

まず大事なことは、センター機能を失いたくないというのはもちろん思っているところです。今回、子供がふえるということで、部屋を一つふやさなければいけないという状況かもしれないというふうに考え、そうなった場合は講習室がまた一つなくなる、その影響というのが利用者にとのぐらいあるのかということで、利用者には全部説明しまして、もしかしたらなくなるかもしれないということと、そうなったときは近隣の施設、生涯学習プラザですとかそういうところの代替で使っていただきたいというようなお話も幾つものサークルにはしてきました。そういった中で、やはりセンターでの利用がという要望が強いということも、今回のことでわかりましたので、それを踏まえた上でのこれからの検討というふうに思っております。

○高野委員

ぜひ考えていただきたいと思いますが、現在も放課後児童クラブを利用している子供は、男の子だったら1階と2階しかトイレがなくて、3階、4階にはないという状況もあって、わざわざ下の階におりないとトイレを使えないという状況もありますし、何とか子供たち、そして、勤労女性センターの機能を失わないためにも、引き続き検討をしっかりとっていただきたいと思っています。

◎保育料について

次に、保育料についてお伺いしたいと思います。

今回、第3子の無料化について提案・提示がありましたが、これは、上の子供の年齢や所得とか、そういう制限なく、第3子は完全無料ということなのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

平成30年9月分の保育料からになりますけれども、児童の年齢や世帯の所得にかかわらず、世帯の中で第3子以降の子供の保育料が無料になるということでございます。

○高野委員

小樽市は、平成30年9月から、年少扶養控除のみなし適用を廃止するというのも、今回の予算の中でありましたけれども、なぜ廃止することにしたのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

年少扶養控除等のみなし適用を廃止する理由でございますけれども、まず1点目ですが、経過措置を実施しております市町村に対します北海道の補助事業が、平成28年度末に終了したこと、それから2点目ですが、本市と同様の経過措置を行ってございました札幌市や旭川市が29年8月分まで経過措置を終了したこと、3点目でございますが、こちらは小樽市教育委員会が私立幼稚園に通われている子供に対する幼稚園就園奨励費の経過措置も、30年3月末で終了すること、このようなことがございますから、廃止することとしたものでございます。

○高野委員

廃止後は、保育料が増額になった方を減免することなのですが、減免するというのはいくらかの料金なのではないでしょうか。それとも増額になった分全てを減免することなのですか。

○（福祉）こども育成課長

年少扶養控除等のみなし適用の廃止によりまして、増額になった方に対する免除の方法でございますが、平成30年8月分と9月分の保育料を比較いたしまして、増額となった児童のうち、この年少扶養控除等のみなし適用の廃止によって増額となった児童につきまして、差額分を上限といたしまして、30年9月から31年3月分の保育料を減免する予定としてございます。

○高野委員

大体でいいのですが、対象人数は何人になるのですか。

○（福祉）こども育成課長

増額となる子供ですが、約 40 人と見込んでおります。

○高野委員

今、40 人という話がありましたけれども、年少扶養控除のみなし適用を廃止して、減免しない場合は、増額する方というのはどのぐらい金額が上がることになるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

こののみなし適用の廃止によりまして、保育料が増額となる方ですが、多い方で月額で約 1 万 7,000 円、平均いたしますと、月額で約 5,300 円の増額が見込まれております。

○高野委員

平成 30 年 9 月から 31 年 3 月分の保育料の増額分を減免するという事は、それ以降の減免は行わないということなのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

平成 31 年 4 月以降は、減免の対象としないことを考えてございます。

○高野委員

では、なぜしないのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

平成 31 年 4 月以降は減免対象にしないという理由でございしますが、まず本市独自で 30 年 9 月分から、第 3 子以降の保育料を完全無料にいたしますこと、さらに、31 年度以降、国の制度改正によりまして、3 歳以上の子供の保育料を無料とする見込みでありますことから、31 年 4 月以降は、経過措置を完全に廃止するという考えでございします。

○高野委員

平成 30 年から 9 月分、第 3 子を無料にするからという話もあったのですが、それは第 3 子ですよ。それとはまた少し違うのかなと私は思います、この減免制度をやめるということに対しては、子育て支援をするということを考えれば、国の基準で国がその年少扶養控除のみなし適用をやめたから、今、小樽市も 4 年間ぐらい頑張ってきたから、ではやめようかなという話になったのではないかなというふうには思うのですが、道内でもこののみなし適用を 1 回廃止にしたけれども、やはり復活して、子供を扶養している世帯を対象に年少扶養控除を行って、保育料の軽減をしているところもあります。やはりこの減免を廃止すれば、やはり多い方では 1 万 7,000 円も上がるということなのですが、子育て支援に逆行するのではないかと考えますが、その点はいかがですか。

○（福祉）こども育成課長

保育料の増額となる方は確かにいらっしゃいますけれども、先ほどの繰り返しになるのですが、他市でもやめているところが多い、それから、幼稚園就園奨励費でも経過措置を廃止していると。それから、国の制度改正で、保育料の無料対象を拡大する予定がございしますので、これについては平成 31 年 4 月以降は、のみなし適用は必要ないものと考えてございます。

○高野委員

他市でもやめているところがあるからという話もあったのですが、確かにやめているところもあるとは思いますが、こども医療費助成の拡大と一緒に、保育料の減免をやっている自治体も今ふえているところですし、子育て支援を考えるのであれば、小樽市でここまで頑張ってやってきたことなのですから、ぜひ再考していただきたいと思いますが、再度お答えください。

○（福祉）子育て支援室長

先ほど課長からも説明させていただきましたけれども、繰り返しとなりますが、他都市でも廃止の方向に向かっ

ていることと、小樽市独自でも今年の 9 月から第 3 子以降の保育料を無料化すること、また、国の制度改正で、子育て支援の政策が重点的に行われることなど総合的に勘案いたしまして、今回、みなし適用を廃止する運びとなりましたので、その辺を考慮した結果でございますので、経過措置の廃止につきましては、御理解いただきたいと考えております。

○高野委員

私は理解できないなというふうに思います。やはり第 3 子が無料になっても、多子世帯、2 人とかという方もいますから、そういう方にはやはり 3 人目は無料だけれども 2 人目は減免にならないわけですから、再度このみなし適用は考えていただきたいというふうには思っています。

◎議案第 28 号小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第 28 号小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案に関連してお伺いします。今回、代表質問でも、介護給付費準備基金を取り崩して、保険料の基準額を当初提案していた 6,029 円から 5,990 円に引き下げたというところについては、よかったというか評価したいと思うのですが、それでも全道の主要都市で上から 3 番目というふうになります。そこで伺いたいのですが、保険料の第 1 段階から第 4 段階の決め方、収入についてなど、説明をお願いします。

○（医療保険）介護保険課長

介護保険利用段階の対象者ですが、第 1 段階としまして、生活保護を受けている方、次に、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方、次に、本人及び世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と合計課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方、第 2 段階といたしまして、第 1 段階対象者以外の本人及び世帯全員が市民税非課税者で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 120 万円以下の方、第 3 段階といたしまして、第 1 段階対象者以外の本人及び世帯全員が市民税非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入額合計が 120 万円を超える方、第 4 段階といたしまして、本人は市民税非課税だが市民税が課税されている世帯員がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円以下の方となっております。

○高野委員

今、説明があったのですが、市民税非課税で本人の課税所得と課税年金 80 万円以下、世帯全員が非課税の場合であれば、第 1 段階、世帯の誰かが市民税課税をされていれば、第 4 段階になると思うのですよね。本人が非課税で収入が同じだとしても、世帯で見られて、保険料が高くなるということは、矛盾ではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

国の考え方では、個別で見た場合、無年金者など個人の所得のみでは必要な負担をすることができない場合も存在しますが、そういったケースにおいては通常世帯全体でその生計が維持されて、カバーさせることが適当であるというふうにされております。

介護保険料につきましても、被保険者みずからが負担できないと考えられる場合において、補完的な位置づけとして、世帯を位置づけまして、保険料の連帯納付義務を課しており、世帯による保険料負担能力を加味していることから、世帯員の住民税課税、非課税による負担額の違いが生じますことを御理解いただきたいと思っております。

○高野委員

世帯で見るという話もあったのですが、やはりほとんどの方は同じ世帯であっても家族になるべく頼らないで自分の年金で何とかやりくりしようというふうに、そういう話も聞いています。日本共産党は、低所得の第 4 段階まで第 6 期と同額にしてほしいと代表質問でも述べさせていただきました。第 7 期の第 1 段階から第 4 段階までの人数は何人になるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

第 7 期計画における平成 30 年度見込み人数で、第 1 段階から第 4 段階の合計は、約 2 万 7,000 人となっております。

○高野委員

では、第 1 段階から第 4 段階までを第 6 期と同額にすると、幾らぐらい財源が必要ですか。それで、代表質問でも、やはり第 6 期並みに引き下げたら 3 年間でも結構お金がかかるから難しいというような話をされていましたが、3 年間で 6 億円積み立てができることになったわけですから、やはりこれからまた 1 年間で基金の積み立てができるのではないかと思うのですが、お答えください。

○（医療保険）介護保険課長

仮に第 1 段階から第 4 段階の保険料を第 6 期並みに減額すると仮定しますと、第 7 期計画中の 3 年間で、1 億 1,500 万円ほどかかる試算となっております。あと、第 7 期計画中の介護給付費増への対応、あと、第 8 期以降の保険料上昇抑制に対応するため、一定の基金残高の確保が必要であると考えておりますことから、さらなる基金取り崩しについては難しいものと思っております。

○高野委員

今、難しいという話があったのですが、一般財源の不要不急な事業を削って、保険料軽減に回すべきではないかなというふうに思いますけれども、その点はいかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

介護保険の制度の仕組み上、一般会計からの繰り入れというのが、公費のルール分 12.5%と決められております。それ以外の、今、委員がおっしゃった一般会計から繰り入れて、その保険料の見合いにするというのは、今のところ国でも想定していないというふうに捉えられていますことから、当然、当市でも今のところは無理ではないのかなというふうに考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

民進党に移します。

○佐々木委員

◎子どもの生活実態調査について

それでは、松田委員に引き続きまして、子どもの生活実態調査についてお伺いいたします。

小樽市が市民幸福度の向上を図るということですので、その中で、子供の貧困問題解決策というのは、どうしても避けられない課題となると思います。その意味で、以前から私もお願いしておりました子供の貧困状況の調査を行うべきだということについて、調査を行うことになったのは、非常にその第一歩としては期待したいところであります。

それで、若干お伺いいたします。かぶっていた部分については除いて質問いたしますので、よろしくお伺いいたします。

これまで、私が何回かお願いをしても、道がやっているのでということで、この調査をやってくれていなかったのですが、ここにきてやることになった理由について御説明をお願いします。

○（福祉）こども福祉課長

このたび予算を計上させていただいた理由でございますが、現在、全国的に子供の貧困が非常にクローズアップされているところでありまして、国としても最近であれば児童扶養手当の増額とか、さまざまな制度の拡充を行っているところでございます。そのような中、小樽市としても、今後政策を検討していく中で、やはり貧困という部分については避けて通れないだろうというところと、平成 28 年度には、北海道、札幌市が実施しておりまして、続いて 29 年度、旭川市、函館市で実施した中で、他都市との比較も検討が可能になったということと、やはり調査結果を見てみますと、都市間の差異も見られているということも判明しましたので、今後やはり小樽市としての傾向というのをきちんと把握することが必要だろうという判断のもとで、このたび予算を計上したところでございます。

○佐々木委員

小樽市の総合戦略、それから市民幸福度、それとのかかわりについてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

総合戦略の中では、安心して子育てしやすい環境づくりというのが設定されているところでございまして、こちらで小樽市の貧困の状態をきちんと把握して、今後、具体的な実効性のある施策を検討していく中で、この安心して子育てしやすい環境づくり、こちらの方を推進していけるというふうに考えております。

○佐々木委員

今もお話がありましたが、既に実施された道、それから他市の結果について出てきたと。本市との差も出てくるのではないかとということが、始めた理由というふうにお伺いしました。

そちらの他市、道の結果の検討、分析はされての上の実施だと思うのですけれども、大ざっぱで構いませんので、どのように押さえているのか御説明ください。

○（福祉）こども福祉課長

現在、北海道、札幌市は、結果が公表されておりまして、詳細な分析を現在進めているところでございます。

旭川市、函館市については、速報値という形で集計結果は出ておりますが、こちらで押さえている部分につきましては、やはりひとり親世帯というのは、全道的に収入が低い。また、年齢が上がるにつれて、世帯の収入と子供の学力に明らかな相関関係が見られている。また、収入が低い世帯ほど、やはり情報を入手するさまざまな手段が少なく、周りに相談できる相手が少ない。また、地域で孤立する傾向が強いというような傾向があらわれていると押さえております。

○佐々木委員

先ほど松田委員の質問の中で、アンケートの実施方法や何かについてはお聞きすることができましたけれども、そのアンケートを実施する際の配慮すべき点について、少し御説明ください。非常にプライベートなことがかかわりますから、いろいろな点が必要だと思うのです。例えば簡単なことで言うと、記名なのか無記名なのかということから始まりまして、お答えください。

○（福祉）こども福祉課長

アンケートにつきましては、無記名で実施する予定でございます。配慮すべき点ということでございますが、やはり他都市のアンケート項目と同様のものを想定しておりまして、それを考えますと、質問項目で言えば、35 問から 40 問、ページ数で言いますと、おおむね 10 ページ前後というかなりのボリュームのアンケートになっております。確かにここの部分で、やはりかなりの御負担になります。うちとしては回収率が上がるように、やはり丁寧な説明の中で、なるべく回収率を上げていきたいということと、あと、回答した内容につきましては、年収なりを質問する項目もございまして、この辺の取り扱い、デリケートな情報が含まれておりますので、この取り扱いには十分な配慮をしなければならないというふうに考えております。

○佐々木委員

今もお話があったように、この 10 ページ前後という、やるのにきっと非常に時間を要すると思うのです。それで、いろいろな方にお聞きすると、本当に大変な家庭では、アンケートに答える時間的な余裕とか、精神的な余裕もなく、結果、アンケートに答えることができずに、本当にいろいろな対策が必要な方の要望や意見などが反映されない、そういうような課題もあるのではないかという指摘もありましたが、そういう点についてはどうでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

確かに委員がおっしゃいますとおり、かなりの御負担になると思います。やはりこちらとしても、なるべく回答しやすいように、他市の状況などを踏まえながら、なるべく回答しやすい紙面づくりには配慮していきたいというふうに考えております。

また、先ほどの答弁で申し上げましたが、学校の協力について依頼する予定で、現在調整中ではあるのですが、やはり学校の教員とかにも協力をいただいて、なるべく参加、協力いただけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

アンケート対象に、乳幼児の保護者とかが入っていないのですよね。例えば札幌市なんかは、2 歳児、5 歳児の保護者も入っているようなのですけれども、道は入っていないですが、例えば配布が大変であれば、3 歳児健診の際にお願いするなどということも可能だったと思うのですけれども、入っていないのはなぜかということについて。

○（福祉）こども福祉課長

就学前児童につきましては、今後、子ども・子育て支援事業計画の改定を予定しております。この中で、就学前児童について、アンケート調査を実施する予定でございますので、その中で生活実態も把握していくと思いますので、ダブってしまいますので、そちらで実施したいというふうに考えております。

○佐々木委員

そうすると、質問項目は、今ここでやられるのとその中では、やはり同じような設問が入ってくるということでもよろしいですか。

○（福祉）こども福祉課長

設問項目については、まだ検討中でございますが、就学児については、やはり放課後の過ごし方、親の経済状況とか、進学希望、このあたりをメインに聞いていくことになると思います。未就学については、やはり親の経済状況も含めて調査はいたしますけれども、やはり子育て支援のニーズみたいなものをメインに聞いていくので、なかなかこの就学前児童の部分と少し聞く内容には違いが出てくるのかなというふうには思います。

○佐々木委員

せっかく札幌市もやっておられるようなので、その辺と比較・検討ができる部分もきちんと配慮をいただきたいと思えます。

それから、これを実際に進めていったときに、松田委員も先ほどおっしゃっていましたが、集計方法や分析方法によって見えてくるものが違ってくるといふふうに私もお聞きしました。例えば集計方法ではクロス集計とかという技法もあるのだそうですね。そういう方法等を、やはり大学とか専門家のノウハウは大変貴重だと思います。道の調査では、これは北海道大学大学院の教育学研究員との共同研究というふうになってはいますが、本市では、その研究機関との連携などを通して、収集したデータ、さまざまな角度から分析するために連携、それから教えを請うというような言い方がいいかどうか分かりませんが、そういうのは非常に重要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

確かに委員がおっしゃいますとおり、現在、北海道、札幌市が、北海道大学の協力を得ながら、かなり詳細な統

計学的手法を使った分析をしていると伺っております。私どもも道との連携の中で、いろいろな統計学的なものの考え方とか、その手法、また、分析のノウハウについて、こちらに教示いただけるようお願いをしているところで、道の担当者としても、こちらにできるものは全て協力をしていただけるというようなお話も伺っているところでございます。今のところ、まず考え方を含めて、道の考え方をお伺いしながら、まず独自に分析を進めていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

例えば一つ聞いてほしいことがあるのですが、総数が 5,000 件だと。それで、回収率の見込みが 80%、統計上、統計をとるときに、分母の数というのが非常に重要になると思うのです、有効かどうかということ。それで、細かいケースに先ほど言ったクロス集計なんかの場合はそうなりますけれども、分母の数が小さくなっていくという可能性があるのですが、この数で大丈夫でしょうか。統計として有効な数になるのかどうか、これを聞いていただきたいのですよね。札幌市とかほかの大きな町では、きっとこの分母の数をもっと大きい中でやっていたと思うのですが、その辺について、まずは北海道大学あたりに聞いていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（福祉）こども福祉課長

小樽市の場合は、予想のサンプル数は 4,000 というふうに現在見込んでおります。平成 29 年度に実施しました旭川市であると、分母の数が 1 万 5,000 件程度を分母にしているということで、我々も実際統計関係についてはなかなか素人な部分もございますので、道を通して、有効性なりをしっかりと教示いただくようにしていきたいと思っております。

○佐々木委員

私はこの結果として、調査結果が出る、就学支援の世帯数からとかも推測したり、それから、高橋龍議員の質問への答弁にあったと思うのですが、小樽市の市民所得は 217 万 6,000 円で、国民所得は 282 万 1,000 円、差は 65 万円あるのですよね。というようなことから言ってみれば、これは貧困の実態というのは、今まで表にあらわれていませんが、調査をすると小樽市の場合、特に深刻な結果が出てしまうのではないかと、私は少し憂慮しているのですけれども、これは仮定の話ですが、そうであっても小樽市としては、その結果をやはりしっかりと受けとめて、実効的対策をとっていかれるという、その覚悟みたいなものがないと、こういう調査はできないと思うのですが、その点は大丈夫でしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

本調査におきましては、本市の子供の生活実態を把握して、より実効性のある安心して子育てできる環境を整備するというを目的に行うものでございます。どのような結果が出たとしても、やはりその辺はきちんと受けとめて、より子育て世帯を支援できるような施策について検討していきたいと思っております。また、この検討については、全庁横断的な組織であります、小樽市子供の貧困対策推進庁内連絡会議というものがございまして、こちらで多角的にいろいろな施策については検討してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

私の最後の質問ですが、この調査が 1 回こっきりだと余り意味がなくなってしまうと思うのです。何年かおきでも構わないのですけれども、継続して行っていくと。そして、その小樽市の施策が、この問題にどんな影響を与えているのか、さらに改善していくところを探っていく、そういう必要があるのだと思うのですが、その予定についてお聞きします。

○（福祉）こども福祉課長

確かに委員がおっしゃいますとおり、1 回だけで終わらせるというのではなかなか把握はできないかと思っております。ただ、まず現状の把握を 1 回きちんとするというのを今回目的にしておきまして、今後、政策を検討、また実施していく中で、その効果を検証していくというのは非常に重要だというふうに考えております。それが今回と同様の

アンケート調査を実施していくのか、またほかの手法でいろいろな K P I を設定して検証していくのか、こちらは先行している自治体がほかにございますので、その動きを見ながら考えていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

もちろんほかの方法も追加してやるのは別に拒むものではありませんけれども、同様の設問でやらないと、その経過はわかりませんよ。どのくらい変わっていったのかというのは。ですから、それをこころろ変えていって、そういうあれでもってやるという方法については、あんまり賛成できません。その辺については十分検討していただきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

◎障害児保育対策事業について

それでは、保育について、お伺いしていきます。

まず、障害児保育対策事業についてですが、今予算案でも事業費補助を行う形ですけれども、市内の障害児保育に関して、どのような支援が現在行われているのでしょうか。金銭的な補助とは別に行われているものというのはいくつありますか。

○（福祉）こども育成課長

まず、どのような支援が行われているかでございますが、障害を持つ児童を保育所が受け入れる際に、通常配置すべき保育士数に上乘せして、保育士の加配が必要な場合、加配する保育士 1 人当たり月額 14 万 7,500 円の補助金を施設に支払ってございます。平成 30 年度予算では、保育士 14 名分の予算を計上しているところでございます。

なお、施設に対しまして、金銭的な補助以外にというような御質問でございましたけれども、金銭的な補助以外の支援というのは、現在のところは実施してございません。

○高橋（龍）委員

加配に補助金を出しているのはわかりました。それ以外、金銭的な部分ではなく、補助というのは特に行われていないということですが、この障害児保育に関しては、保育士のスキルアップが必要であるというふうに言われていますけれども、本市の現状の課題認識は、どのような認識でしょうか。

○（福祉）こども育成課長

障害をお持ちになっている児童ですとか、その保護者に対する対応につきましては、特別な配慮が必要となる場合があるものと認識してございますので、市立保育所におきましては、保育所内で保育士に対する研修を実施しております。また、必要に応じまして、保育所外で行われる研修に保育士を参加させているというような実態もございます。

○高橋（龍）委員

あと、保育者側と保護者側にも認識の違いというのがあって、そのすり合わせといいますか、認識を共通させることが、障害のある子供の育成に重要であるというふうに考えます。保護者が子供の障害に気づかない場合で、保育所側が子供の障害の傾向を認識した際には、どのように知らせるのか、そして、その際の窓口はどこが担当するのかお示しいただけますか。

○（福祉）こども育成課長

保護者が子供の障害に気づかずに、保育所が子供の障害の傾向を認識した場合でございますけれども、保護者に知らせる際の窓口というのは、原則としてその子供が通っている保育所の保育士が、他の医療機関への受診ですとか、小樽市こども発達支援センターなどへの相談を保護者に促すものかと考えております。

○高橋（龍）委員

この問題に関しては、かなりデリケートというか、ナイーブなものです。保護者側が障害を受け入れがたいも

のとして否定する場合も考え得ると思います。実際は保育士の加配などが必要になってくるケース、だけれども、保護者側がそれを否定するというので、業務上の問題が出てくるという懸念も考えられますが、これに関してはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

確かに高橋龍委員がおっしゃったとおり、デリケートな問題で、私ども公立の保育所の立場からも、現場から相談を受けたりもしております。実際の現実の対応といたしましては、乳幼児健診での保健師とのかかわりなどもありますことから、保健所の保健師ですとか、こども発達支援センターなどの児童の相談援助を行う関係機関と密接に連携いたしまして、情報交換などをいたしまして、保護者の方に対してきめ細かに対応をしていく必要がある、また、そのように対応しているところでございます。

○高橋（龍）委員

私も以前に発達障害の質問をしたときに申し上げたのですが、早い段階で気づいて、適切なケアをしてあげることが、発達障害のある子供のためには必要なのですよね。重要なのは、専門家の方もおっしゃっていましたが、早くに気づくことで、保護者が早くから苦しむということには絶対にならないようにしなければいけないということです。まだまだ障害に対する理解が進んでいないということもあって、偏見も残念ながら残っていると思います。生活面ですとか精神面のケアなどをきちんと行えるようお願いをして、質問を移します。

◎病児・病後児保育について

次に、病児・病後児保育にかかわっての質問をさせていただきます。

いなほ幼稚園において、病児・病後児保育を受け入れるという動きになってはいますが、具体的な内容というのは、どの程度検討されていますでしょうか。内容をお示してください。

○（福祉）こども育成課長

病児・病後児保育の具体的な検討の内容でございますけれども、現在、いなほ幼稚園が、平成 30 年度に園舎の建てかえを行うことを予定してございます。あわせて 31 年度から保育を必要とする子供の受け入れも開始いたしまして、認定こども園となることも予定しているところでございます。その中で、病児・病後児保育につきましても、いなほ幼稚園が敷地内に病児・病後児保育を行う建物を整備されることを予定しておりまして、小樽市といたしましては、いなほ幼稚園に病児・病後児保育への運営、こちらを委託するというので、実施することを予定してございます。また、具体的な実施内容の詳細につきましては、事業を予定していらっしゃるいなほ幼稚園と今後、詳細を協議していきたいというふうに考えてございます。

○高橋（龍）委員

委託で運営するということですが、お答えいただきたいのは、ランニングコストは、小樽市が負担するということなのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

こちらの事業につきましては、小樽市が実施主体となりまして、いなほ幼稚園に運営を委託する形になりますので、必要な人件費ですとか、関係する事務費などを小樽市が毎年支出する形になってございます。費用につきましては、国からの交付金を受けて運営することを予定しているものでございます。

○高橋（龍）委員

人件費、事務費等は小樽市が負担と。聞き及んだところによると、一般的な幼児保育の施設では、国からの補助金を受けると、人員配置や利用料金の設定などに制約がつくとお伺いしたのですが、その制約によって、赤字が出てしまった場合に、補助金だけでは賄えないという場合が出てくると。つまり、補助金を受けることによって、逆に赤字を生み出すことになるというのもケースとしては考えられるそうなのですが、ここで言う制約というのは、事業を実施するに当たって、あらかじめ利用者負担を設定することと定めていることなどが挙げられるので

すが、いなほ幼稚園の場合、このようなケースは考えられるのでしょうか。補助金を受けて運営はするけれども、例えば利用料金を先に定めておいて、1日当たりこれだけの子供が御利用されて、思っていたよりも、見込んでいたよりも少ないから、事業的には赤字になってしまうというケースは考えられなくはないと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

小樽市が主体となりまして実施する事業ということで予定していますので、利用料金につきましては、小樽市が定めることになるかと思えます。実際に運営するに当たりましては、看護師、それから保育士の配置が必要となってきますけれども、何人職員を配置するかというのは、事業を予定していますいなほ幼稚園とこれから協議していきますので、なるべく事業が円滑に進むように、しっかりと説明、事業を予定しているいなほ幼稚園と協議をこれから始めていくという段階でございます。

○高橋（龍）委員

ちなみに、何人ぐらい受け入れ可能になるとかという見込みはありますか。

○（福祉）こども育成課長

国の基準で、職員の配置基準が定められてございます。保育士、それから看護師それぞれ基準が定まっておりますので、他市で先行して実施している例では、1施設当たり1日当たりの受け入れ人数を3名から4名程度、必要最低限の職員配置で済むような受け入れ定員を設定している施設が多いように伺っております。

○高橋（龍）委員

では、先ほど御答弁いただいた中で、平成30年は園舎の建てかえ、31年から認定というようなお話でしたけれども、具体的な受け入れ開始時期はいつごろで、スケジュールというのはどうなっていますか。31年度の4月から受け入れ可能と考えてよろしいのでしょうか。また、計画に対しての進捗というのは、今おくれが出ていたりなどということはないですか。

○（福祉）こども育成課長

事業の開始予定でございますけれども、いなほ幼稚園が整備を行う病児・病後児保育施設は、平成31年の春に完成の予定と伺っておりますので、31年度中の事業の実施に向けて準備を進めているところですが、建物の完成時期ですとか、また職員の配置の問題もございますので、具体的に4月からできるかどうかというのは、これから事業者と調整していくところでございます。

また、進捗状況でございますけれども、事業実施を予定しておりますいなほ幼稚園のほかに、市内の小児科の医師ですとか、また、医師会などの御協力も得なければいけませんので、これから一歩ずつ協議を進めて事業の準備を進めていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

病児・病後児保育がこうやっって行われるというのは、非常によいことだと思います。ただ、そこに際して、さまざまな課題もあるというふうに思っているのですが、一般的に言われる病児・病後児保育の問題点、そして、それが小樽市の場合は当てはまるのかどうか、また、どう課題解決に臨むのかお示してください。

○（福祉）こども育成課長

病児・病後児保育に対します一般的な課題でございますけれども、一般的にインフルエンザ等の流行期には、非常にたくさんの利用があるのですが、そうではない通常の時期は、利用率が低いということで、時期によって利用率の差が大きいことが課題として挙げられるかと思えます。本市が実施する場合におきましては、この利用率の差が一番の課題になるものと考えておりますので、課題解決につきましては、いなほ幼稚園と協議をこれから行うことになるのですけれども、同一敷地内で認定こども園の運営も予定されておりますので、このこども園との連携など、いなほ幼稚園とこれから協議を進めていきたいと考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

いろいろとこれから考えていかなければならないことはあると思いますが、ぜひ子供たちのためになるように取り組みを進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎電子町会について

では次に、電子町会について質問をさせていただきます。余り聞きなじみのない電子町会というものですが、電子町会というのは、町会会員に作成されたホームページを利用して、その町会に住む住民同士が情報提供、情報発信を行うコミュニティ活動のこととされています。岡山市が先進事例となっていますが、全国的にも言われていることですが、特に高齢化の進む本市においても、新しい地域の担い手として若い世代に町会に参加をしてもらいやすくするシステムであり、導入を検討していただきたいと思いますと感じるところです。

メリットとしては、仕事をしている現役世代が議論に参加しやすくなる。カレンダー機能によるイベントの周知、回覧板の電子化、自治意識の醸成などが挙げられます。

そこで、まず本市の町会活動について、お伺いいたします。先ほど、自民党山田委員からも町会の切実な現状のお話がありましたけれども、実際、社会情勢の変化によって、本市の町会において、加入率が少しずつ下がっているのかなという印象を受けますが、加入率の推移をまずお示しいただけますか。

○（生活環境）小山主幹

町会の加入率につきましては、総連合町会から資料をいただきまして御回答させていただきます。それで、一番加入率が高かったのが、昭和 62 年度、92.1%です。平成 29 年 6 月末の数字にいけますと、73.3%と報告を受けております。

○高橋（龍）委員

では、今後このままの事業を継続していった場合には、町会組織はさらに縮小すると予想されますけれども、市のお考えはいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

そうですね。会員数が減ってきますので、活動も縮小されると思います。

○高橋（龍）委員

そうなったときに、どんな影響が出てくるのでしょうか。町会が各地域で受け持つ役割というのは大きいものであると認識していますが、できなくなることがふえてきてしまう懸念がありますがいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

町会の加入者が減るということは、町会費が減っていくということになります。そうしますと、町会の収入が減っていきますので、これまでやっていた行事の活動を縮小するというのも懸念されます。そうしますと、活動の場が減ってしまいますので、交流が少なくなってしまうということがやはり懸念されると思います。町会の加入者が減っていきますと、最悪解散とか合併ということも懸念されるのではないかというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

そうですね。収入減、行事活動の減で、地域のコミュニケーションが希薄になっていくということも考えられます。今ですら町会によっては人数が少なく、会長が多くの時間を費やして、さまざまな作業に充てているところもあるというふうに聞きます。本市に人手不足の声というのは寄せられていますでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

こちらは、市にも総連合町会にもそういった意見は寄せられています。役員の後釜が決まらないというのが一番よく聞くお話です。

○高橋（龍）委員

先日、ある町会の役員の方とお話ししたときに、60代は若手のホープと言われるという話を伺いました。実際、

役員の皆さんは 70 代以上の方が多いのかなと思います。健康長寿という観点ではいいことかもしれませんが、やはり根本的な解決を図らなくてはならないでしょう。町会の今後を考えると、いかに若い世代が入ってくるかということを取り組んでいかなければなりません。現在、何かその確保のために取り組みをしていますか。

○（生活環境）小山主幹

今時点で小樽市では、若い方という特定ではやっておりませんが、先ほどもお話ししたとおり、町会の加入率が減っておりますので、この加入率を何とか少しずつでも上げていきたいというのが、市と総連合町会の考えになっております。

その中で、市のホームページに、昨年 8 月に町会の項目をつくりまして、加入促進のお知らせと加入の申込書をダウンロードできるようにしております。それと、加入の申込書を戸籍住民課と 3 サービスセンターで市に転入したとき、それから転居したときに、町会に加入していただきたいということでチラシを配布するようにお願いしております。

また、ホームページをごらんにならない方もいらっしゃると思いますので、つい最近ですが、加入促進のポスターをつくりまして戸籍住民課の窓口、サービスセンター、それからいなきたコミュニティセンターと銭函市民センターなどに張るようにしております。今後、この加入ポスターも、いろいろなところに広めていって、目につくような形にしていきたいということで、それが少しずつでも加入率を上げられたらいいなというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

では、そもそもなのですが、若い世代がなかなか町会に入らない理由はどうお考えでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

一部のお話で聞いたことですが、やはり仕事が忙しくて活動ができないとか、会費を払って入るメリットがないとか、町会自体に興味がないという方もいらっしゃるということでは聞いております。

○高橋（龍）委員

そもそも町会は、何をしているのかわからないという方も多いようですね。私の個人的な話になってしまいますが、私の家では、幼少期に祖父が町会の役員をやっていたりしたので、比較的身近な中で育ったのですが、今、核家族化が進んで、地域の間人関係も希薄化しやすくなっている中で、お話にもありましたが、メリットというか、町会に所属する意味がわからないという声すら聞こえてきています。そこで電子町会なのですが、電子町会について、仮に進めるとすれば、現状の市役所の機構とするなら、担当課はどこになるのでしょうか。複数の部課にまたがるイメージもありますが、いかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

今の仮定でお話しさせていただきますと、岡山市のホームページも拝見しますと、市民協働の担当がやっておりますので、地域住民組織担当がメインになるかと思います。ただし、ホームページを見てみますと、市のホームページから入ってやっていますので、これはもう広報広聴課とか、町会で作るホームページの内容によっては、市の担当課のアドバイスも入れながらやらなければならない部分もあると思っておりますので、おっしゃるとおり他課にまたがるのではないかとこのふうには想像しております。

○高橋（龍）委員

これをやるとすれば、国の補助金メニューも活用できる取り組みなのかなというふうに思います。

本市として、電子町会を取り入れていくお考えというのはありませんか。

○（生活環境）小山主幹

岡山市の電子町会につきましても、総務省から補助金をもらったとお聞きしていますが、実際に市としても、単費では多分なかなか難しいのか、維持費も結構かかっているということでお聞きしております。ですが、この電子町会のメリットとしては、お話をお聞きしたとおり、自宅で 24 時間パソコンやスマートフォンで状況を見る

ことができますので、先ほど言ったお仕事をされている方とか忙しい方も、いつでも見ることができます。またその中で、意見を言うこともできるということで、自分も何となくインターネットの中で町会に参加しているという意識を持ってもらえるということでは、とてもメリットがあるのではないかなと思っております。

また、他の町会同士で考えますと、ほかの町会がこんな活動をしているということを、ほかの町会が見て刺激を受けて、自分たちもやってみようとか、中には先ほど言った小さい町会が合同でやろうということもきっかけになるかもしれませんので、そういう点では大変よい内容ではないかと思っております。

ただ、一つ課題として考えられるのは、ホームページばかりを見ていて、実際に町会の活動をしていただけないというのが問題ではないかと思っておりますので、これをきっかけとして、実際に活動をしていただいて、町会の活性化が図ればとてもいいのではないかなというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

最後に要望ですが、岡山市や広島市、市川市などがこの事業を推進して行って、高齢世代にはインターネットの使い方がわからないという課題も思い浮かぶところですが、最初は行政側でサポートしたりということもしているようです。その後、電子町会ができることで若い世代が入ってくれば、その課題も解決できるのかなと考えます。ぜひ前向きに御検討いただきたいと思っております。そんなにすぐできるものではないと思っておりますが、一步一步取り組みを進めていただいて、新しい地域の担い手をそれぞれの町会で作っていただけるような取り組みになればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。